

(日本産業規格 A列4番)

(第4面)

③前年度中に他の事業場又は他の事業者の事業場において所有することとなった高濃度ポリ塩化ビフェニル使用製品

番号	製品の種類	製品の型式等					量		所有終了 年月日	所有終了 理由	移動先の所在の場所並びに事業者 又は事業場の名称及び所在地	参考事項
		定格 容量	製造者名	型式	製造年月	表示記号 等	台数又は 容器の数	総重量 (1台あたり 重量×台数)				
	該当なし											

- 備考
- この届出書は、ポリ塩化ビフェニル廃棄物の保管又はポリ塩化ビフェニル使用製品の所有に係る事業場ごとに作成し、毎年度6月30日までに提出すること。
 - 届出者や事業場に関する情報に変更があった場合には、速やかに都道府県知事に連絡すること。
 - 「保管事業場の名称」及び「保管事業場の所在地」の欄には、ポリ塩化ビフェニル廃棄物の保管の場所に係る事業場を記入すること。また、「所在事業場の名称」及び「所在事業場の所在地」の欄には、ポリ塩化ビフェニル使用製品の所在の場所に係る事業場を記入すること。
 - 「番号」の欄には、それぞれ先頭に「前年度の元号数-」を加えた整理番号（平成28年度の保管状況を届け出る場合の例：28-001）を付すこと。なお、前回までの届出において既に当該事業場における番号が付されているものについては、引き続きその番号を記入すること。
 - 「廃棄物の種類」及び「製品の種類」の欄には、記入要領に沿って、その名称を具体的に記入すること。
 - 「廃棄物の型式等」及び「製品の型式等」の欄には、変圧器（トランス）等の銘板に記載されている「定格容量」、「製造者名」、「型式」、「製造年月」及び「表示記号等」を記入すること。なお、「表示記号等」については、記入要領に沿って、その名称を具体的に記入すること（例：不燃性油）。
 - 「処分予定年月」の欄には、高濃度ポリ塩化ビフェニル廃棄物を自ら処分し、又は他人に委託することを予定している年月を記入すること。低濃度ポリ塩化ビフェニル廃棄物については記入しなくて構わない。
 - 「量」の欄のうち、「台数又は容器の数」の欄には、ポリ塩化ビフェニルを使用する電気機器については台数（個数）を、その他のものについては保管している容器の数（缶数等）を、それぞれ単位とともに記入すること。ただし、電気機器であっても、小型のものを容器にまとめて保管している場合であって台数（個数）を把握することができないときは、保管している容器の数（缶数等）を単位とともに記入すること。
 - 「量」の欄のうち、「総重量」の欄には、ポリ塩化ビフェニルを使用する電気機器については、1台当たりの重量に台数（個数）を掛けた重量を記載すること。その他のものについては、容器込みでの重量を記載すること。
 - 「濃度区分」の欄には、「高濃度」、「低濃度」又は「不明」のうち該当するものを記入すること。なお、「高濃度」とは高濃度ポリ塩化ビフェニル廃棄物又は高濃度ポリ塩化ビフェニル使用製品の略称、「低濃度」とは高濃度ポリ塩化ビフェニル廃棄物以外のポリ塩化ビフェニル廃棄物又は高濃度ポリ塩化ビフェニル使用製品以外のポリ塩化ビフェニル使用製品の略称である。
 - 「保管の状況」として、新たにポリ塩化ビフェニル廃棄物の保管の状況を届け出る場合や、既に届け出たポリ塩化ビフェニル廃棄物の保管の状況に変更があった場合には、保管しているポリ塩化ビフェニル廃棄物の保管状況の分かる写真を本届出に添付すること。
 - 「保管の状況」の欄のうち、「容器の性状」の欄には、ポリ塩化ビフェニル廃棄物を保管している容器の有無、容器がある場合にはその種類を具体的に記入すること（例：「ドラム缶」、「なし」）。
 - 「保管の状況」の欄のうち、「囲い等の有無」の欄には、ポリ塩化ビフェニル廃棄物を保管している場所の周囲の囲いの有無及び保管に係る掲示板の有無を記入すること。
 - 「保管の状況」の欄のうち、「分別・混在の別」の欄には、他の物品と分別して保管しているか混在して保管しているかの別を記入すること。
 - 「保管の状況」の欄のうち、「漏れ等のおそれ」の欄には、保管中のポリ塩化ビフェニル廃棄物が漏れたりこぼれ落ちたりするおそれの有無を記入すること。

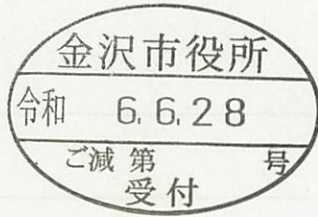
(第5面)

16. 「処分業者との調整状況」の欄には、高濃度ポリ塩化ビフェニル廃棄物及び高濃度ポリ塩化ビフェニル使用製品に係る処分業者との委託契約の締結状況等を記入すること。低濃度ポリ塩化ビフェニル廃棄物については記載しなくて構わない。
17. 「参考事項」の欄には、その他保管の状況等を把握する上で参考となる事項を記入すること（例：「屋内で保管」、「絶縁油を抜いたもの」、「PCB濃度△mg/kg」、「今後分析予定」）。なお、保管の場所や所在の場所が複数存在する場合は、各廃棄物及び製品について、その保管の場所又は所在の場所をそれぞれ特定して記載すること。
18. 「保管開始理由」及び「所有開始理由」の欄には、「他の事業場から移動」、「譲受け」及び「承継」のいずれかを記入すること。
19. 「保管終了理由」及び「所有終了理由」の欄には、「他の事業場に移動」、「譲渡し」及び「承継」のいずれかを記入すること。
20. 「処分年月日」の欄には、実際にポリ塩化ビフェニル廃棄物の処分が終了した日を記入すること。
21. 「処分後の廃棄物の種類及び処分先」の欄には、ポリ塩化ビフェニル廃棄物を処分した後に生じた廃棄物の種類及び処分先を記入すること。
22. 「①前年度の3月31日に使用していたポリ塩化ビフェニル使用製品（高濃度ポリ塩化ビフェニル使用電気工作物を除く。）」の表は、高濃度ポリ塩化ビフェニル使用製品以外のポリ塩化ビフェニル使用製品については、ポリ塩化ビフェニル廃棄物の保管事業者が、本施行規則第9条第1項第5号又は第20条第1項第5号の規定に基づき、記載するものである。
23. 「高濃度ポリ塩化ビフェニル使用電気工作物」とは、電気事業法（昭和39年法律第170号）第2条第1項第18号に規定する電気工作物である高濃度ポリ塩化ビフェニル使用製品をいう。
24. この届出書において、「廃棄」とは、ポリ塩化ビフェニル使用製品の使用を止め、廃棄物とすることをいう。
25. 「廃棄予定年月」の欄には、高濃度ポリ塩化ビフェニル使用製品を廃棄することを予定している年月を記入すること。低濃度ポリ塩化ビフェニル使用製品については記載しなくて構わない。
26. この届出に係るポリ塩化ビフェニル廃棄物の処分についての産業廃棄物管理票の写し（廃棄物処理法第12条の3第4項又は第12条の5第5項の規定による送付を受けた産業廃棄物管理票の写しをいう。以下同じ。）を複写機によりA3判以下の大きさの用紙に複写したものを添付すること。なお、電子情報処理組織を使用するためこれらの書類を添付することができない場合は、当該これらの書類に代えて、当該これらの書類に記載される事項に相当する事項を記録した電磁的記録をA3判以下の大きさの用紙に出力したものを添付すること。ただし、6月30日において、産業廃棄物管理票の写しの送付又は廃棄物処理法第12条の5第4項の規定による通知を受けていないため添付すべき書類を添付することができないときは、その産業廃棄物管理票の写しの送付のあった日又はその通知のあった日から10日以内に提出すること。
27. その他環境大臣が定める書類及び都道府県知事が必要と認める書類を添付すること。
28. 都道府県知事が定める部数を提出すること。

ポリ塩化ビフェニル廃棄物等の保管及び処分状況等届出書 (保管事業者及び所有事業者用)

中高金支金保第513号
令和6年6月28日

金沢市長 殿



届出者 住所 石川県金沢市神野町東170

氏名 中日本高速道路株式会社 金沢支社
金沢保全・サービスセンター
所長 松根 弘直
電話番号 076-249-8111

ポリ塩化ビフェニル廃棄物の適正な処理の推進に関する特別措置法第8条第1項 (法第15条及び第19条において読み替えて準用する場合を含む。) の規定に基づき、令和5年度のポリ塩化ビフェニル廃棄物等の保管及び処分の状況等を届け出ます。

1. ポリ塩化ビフェニル廃棄物について

保管事業場の名称	中日本高速道路株式会社 金沢支社 金沢保全・サービスセンター		
保管事業場の所在地	石川県金沢市神野町東170		
特別管理産業廃棄物管理責任者の職名及び氏名	更新工事担当課係長 齋藤 優文	電話番号	076-249-8111
保管の場所	石川県金沢市田中町は57-1 【高速自動車国道 北陸自動車道 金沢高架橋 下】		

①前年度の3月31日に保管していたポリ塩化ビフェニル廃棄物

番号	廃棄物の種類	廃棄物の型式等					処分予定年月	量		濃度区分	保管の状況				処理業者との調整状況	参考事項
		定格容量	製造者名	型式	製造年月	表示記号等		台数又は容器の数	総重量 (1台当たり重量×台数)		容器の性状	囲い等の有無	分別・混在の別	漏れ等のおそれ		
3-001	その他 (塗膜くず)							2 缶	26.2 kg	低濃度	ペールの缶	囲い有、掲示有	分別	なし		PCB濃度 0.60mg/kg
4-001	その他 (塗膜くず)							21 缶	4381.0 kg	低濃度	ドラムの缶	囲い有、掲示有	分別	なし		PCB濃度 1.40mg/kg

4-002	その他 (塗装工 事用資 機材)							53	缶	3101.0	kg	低濃度	ドラム 缶	囲い 有、掲 示有	分別	なし		防護服・ フィル ター等
4-003	その他 (塗膜く ず)							40	缶	7316.0	kg	低濃度	ドラム 缶	囲い 有、掲 示有	分別	なし		PCB濃度 0.60mg/kg
4-004	その他 (塗装工 事用資 機材)							30	缶	1745.0	kg	低濃度	ドラム 缶	囲い 有、掲 示有	分別	なし		防護服・ フィル ター等
4-005	その他 (塗膜く ず)							19	缶	1819.0	kg	低濃度	ドラム 缶	囲い 有、掲 示有	分別	なし		PCB濃度 1.70mg/kg
4-006	その他 (塗装工 事用資 機材)							42	缶	2406.0	kg	低濃度	ドラム 缶	囲い 有、掲 示有	分別	なし		防護服・ フィル ター等
5-001	その他 (塗膜く ず)							50	缶	10660.0	kg	低濃度	ドラム 缶	囲い 有、掲 示有	分別	なし		PCB濃度 2.80mg/kg
5-002	その他 (塗装工 事用資 機材)							96	缶	6965.0	kg	低濃度	ドラム 缶	囲い 有、掲 示有	分別	なし		防護服・ フィル ター等
5-003	その他 (塗膜く ず)							37	缶	6290.0	kg	低濃度	ドラム 缶	囲い 有、掲 示有	分別	なし		PCB濃度 0.54mg/kg
5-004	その他 (塗装工 事用資 機材)							27	缶	1551.0	kg	低濃度	ドラム 缶	囲い 有、掲 示有	分別	なし		防護服・ フィル ター等
5-005	その他 (塗膜く ず)							2	缶	283.0	kg	低濃度	ドラム 缶	囲い 有、掲 示有	分別	なし		PCB濃度 1.70mg/kg
5-006	その他 (塗装工 事用資 機材)							14	缶	659.0	kg	低濃度	ドラム 缶	囲い 有、掲 示有	分別	なし		防護服・ フィル ター等

(日本産業規格 A列4番)

4-002	その他 (塗装工事用 資機材)							53 缶	3101.0 kg	低濃度	ドラム 缶	囲い 有、掲 示有	分別	なし		防護服・ フィル ター等
4-003	その他 (塗膜くず)							40 缶	7316.0 kg	低濃度	ドラム 缶	囲い 有、掲 示有	分別	なし		PCB濃度 0.60mg/kg
4-004	その他 (塗装工事用 資機材)							30 缶	1745.0 kg	低濃度	ドラム 缶	囲い 有、掲 示有	分別	なし		防護服・ フィル ター等
4-005	その他 (塗膜くず)							19 缶	1819.0 kg	低濃度	ドラム 缶	囲い 有、掲 示有	分別	なし		PCB濃度 1.70mg/kg
4-006	その他 (塗装工事用 資機材)							42 缶	2406.0 kg	低濃度	ドラム 缶	囲い 有、掲 示有	分別	なし		防護服・ フィル ター等
5-001	その他 (塗膜くず)							50 缶	10660.0 kg	低濃度	ドラム 缶	囲い 有、掲 示有	分別	なし		PCB濃度 2.80mg/kg
5-002	その他 (塗装工事用 資機材)							96 缶	6965.0 kg	低濃度	ドラム 缶	囲い 有、掲 示有	分別	なし		防護服・ フィル ター等
5-003	その他 (塗膜くず)							37 缶	6290.0 kg	低濃度	ドラム 缶	囲い 有、掲 示有	分別	なし		PCB濃度 0.54mg/kg
5-004	その他 (塗装工事用 資機材)							27 缶	1551.0 kg	低濃度	ドラム 缶	囲い 有、掲 示有	分別	なし		防護服・ フィル ター等
5-005	その他 (塗膜くず)							2 缶	283.0 kg	低濃度	ドラム 缶	囲い 有、掲 示有	分別	なし		PCB濃度 1.70mg/kg
5-006	その他 (塗装工事用 資機材)							14 缶	659.0 kg	低濃度	ドラム 缶	囲い 有、掲 示有	分別	なし		防護服・ フィル ター等

(日本産業規格 A列4番)

(第4面)

③前年度中に他の事業場又は他の事業者の事業場において所有することとなった高濃度ポリ塩化ビフェニル使用製品

番号	製品の種類	製品の型式等					量		所有終了年月日	所有終了理由	移動先の所在の場所並びに事業者又は事業場の名称及び所在地	参考事項
		定格容量	製造者名	型式	製造年月	表示記号等	台数又は容器の数	総重量 (1台当たり重量×台数)				
	【該当無し】											

- 備考
- この届出書は、ポリ塩化ビフェニル廃棄物の保管又はポリ塩化ビフェニル使用製品の所有に係る事業場ごとに作成し、毎年度6月30日までに提出すること。
 - 届出者や事業場に関する情報に変更があった場合には、速やかに都道府県知事に連絡すること。
 - 「保管事業場の名称」及び「保管事業場の所在地」の欄には、ポリ塩化ビフェニル廃棄物の保管の場所に係る事業場を記入すること。また、「所在事業場の名称」及び「所在事業場の所在地」の欄には、ポリ塩化ビフェニル使用製品の所在の場所に係る事業場を記入すること。
 - 「番号」の欄には、それぞれ先頭に「前年度の元号数-」を加えた整理番号（平成28年度の保管状況を届け出る場合の例：28-001）を付すこと。なお、前回までの届出において既に当該事業場における番号が付されているものについては、引き続きその番号を記入すること。
 - 「廃棄物の種類」及び「製品の種類」の欄には、記入要領に沿って、その名称を具体的に記入すること。
 - 「廃棄物の型式等」及び「製品の型式等」の欄には、変圧器（トランス）等の銘板に記載されている「定格容量」、「製造者名」、「型式」、「製造年月」及び「表示記号等」を記入すること。なお、「表示記号等」については、記入要領に沿って、その名称を具体的に記入すること（例：不燃性油）。
 - 「処分予定年月」の欄には、高濃度ポリ塩化ビフェニル廃棄物を自ら処分し、又は他人に委託することを予定している年月を記入すること。低濃度ポリ塩化ビフェニル廃棄物については記入しなくて構わない。
 - 「量」の欄のうち、「台数又は容器の数」の欄には、ポリ塩化ビフェニルを使用する電気機器については台数（個数）を、その他のものについては保管している容器の数（缶数等）を、それぞれ単位とともに記入すること。ただし、電気機器であっても、小型のものを容器にまとめて保管している場合であって台数（個数）を把握することができないときは、保管している容器の数（缶数等）を単位とともに記入すること。
 - 「量」の欄のうち、「総重量」の欄には、ポリ塩化ビフェニルを使用する電気機器については、1台当たりの重量に台数（個数）を掛けた重量を記載すること。その他のものについては、容器込みでの重量を記載すること。
 - 「濃度区分」の欄には、「高濃度」、「低濃度」又は「不明」のうち該当するものを記入すること。なお、「高濃度」とは高濃度ポリ塩化ビフェニル廃棄物又は高濃度ポリ塩化ビフェニル使用製品の略称、「低濃度」とは高濃度ポリ塩化ビフェニル廃棄物以外のポリ塩化ビフェニル廃棄物又は高濃度ポリ塩化ビフェニル使用製品以外のポリ塩化ビフェニル使用製品の略称である。
 - 「保管の状況」として、新たにポリ塩化ビフェニル廃棄物の保管の状況を届け出る場合や、既に届け出たポリ塩化ビフェニル廃棄物の保管の状況に変更があった場合には、保管しているポリ塩化ビフェニル廃棄物の保管状況の分かる写真を本届出に添付すること。
 - 「保管の状況」の欄のうち、「容器の性状」の欄には、ポリ塩化ビフェニル廃棄物を保管している容器の有無、容器がある場合にはその種類を具体的に記入すること（例：「ドラム缶」、「なし」）。
 - 「保管の状況」の欄のうち、「囲い等の有無」の欄には、ポリ塩化ビフェニル廃棄物を保管している場所の周囲の囲いの有無及び保管に係る掲示板の有無を記入すること。
 - 「保管の状況」の欄のうち、「分別・混在の別」の欄には、他の物品と分別して保管しているか混在して保管しているかの別を記入すること。
 - 「保管の状況」の欄のうち、「漏れ等のおそれ」の欄には、保管中のポリ塩化ビフェニル廃棄物が漏れたりこぼれ落ちたりするおそれの有無を記入すること。

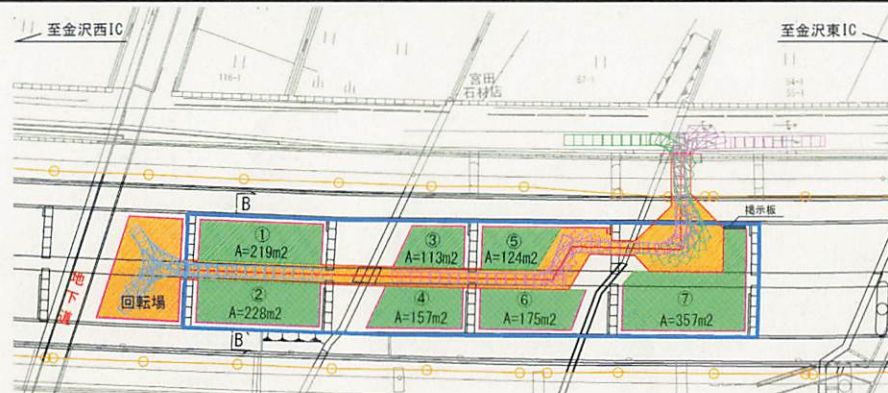
(第5面)

16. 「処分業者との調整状況」の欄には、高濃度ポリ塩化ビフェニル廃棄物及び高濃度ポリ塩化ビフェニル使用製品に係る処分業者との委託契約の締結状況等を記入すること。低濃度ポリ塩化ビフェニル廃棄物については記載しなくて構わない。
17. 「参考事項」の欄には、その他保管の状況等を把握する上で参考となる事項を記入すること(例:「屋内で保管」、「絶縁油を抜いたもの」、「PCB濃度△mg/kg」、「今後分析予定」)。なお、保管の場所や所在の場所が複数存在する場合は、各廃棄物及び製品について、その保管の場所又は所在の場所をそれぞれ特定して記載すること。
18. 「保管開始理由」及び「所有開始理由」の欄には、「他の事業場から移動」、「譲受け」及び「承継」のいずれかを記入すること。
19. 「保管終了理由」及び「所有終了理由」の欄には、「他の事業場に移動」、「譲渡し」及び「承継」のいずれかを記入すること。
20. 「処分年月日」の欄には、実際にポリ塩化ビフェニル廃棄物の処分が終了した日を記入すること。
21. 「処分後の廃棄物の種類及び処分先」の欄には、ポリ塩化ビフェニル廃棄物を処分した後に生じた廃棄物の種類及び処分先を記入すること。
22. 「①前年度の3月31日に使用していたポリ塩化ビフェニル使用製品(高濃度ポリ塩化ビフェニル使用電気工作物を除く。)」の表は、高濃度ポリ塩化ビフェニル使用製品以外のポリ塩化ビフェニル使用製品については、ポリ塩化ビフェニル廃棄物の保管事業者が、本施行規則第9条第1項第5号又は第20条第1項第5号の規定に基づき、記載するものである。
23. 「高濃度ポリ塩化ビフェニル使用電気工作物」とは、電気事業法(昭和39年法律第170号)第2条第1項第18号に規定する電気工作物である高濃度ポリ塩化ビフェニル使用製品をいう。
24. この届出書において、「廃棄」とは、ポリ塩化ビフェニル使用製品の使用を止め、廃棄物とすることをいう。
25. 「廃棄予定年月」の欄には、高濃度ポリ塩化ビフェニル使用製品を廃棄することを予定している年月を記入すること。低濃度ポリ塩化ビフェニル使用製品については記載しなくて構わない。
26. この届出に係るポリ塩化ビフェニル廃棄物の処分についての産業廃棄物管理票の写し(廃棄物処理法第12条の3第4項又は第12条の5第5項の規定による送付を受けた産業廃棄物管理票の写しをいう。以下同じ。)を複写機によりA3判以下の大きさの用紙に複写したものを添付すること。なお、電子情報処理組織を使用するためこれらの書類を添付することができない場合は、当該これらの書類に代えて、当該これらの書類に記載される事項に相当する事項を記録した電磁的記録をA3判以下の大きさの用紙に出力したものを添付すること。ただし、6月30日において、産業廃棄物管理票の写しの送付又は廃棄物処理法第12条の5第4項の規定による通知を受けていないため添付すべき書類を添付することができないときは、その産業廃棄物管理票の写しの送付のあった日又はその通知のあった日から10日以内に提出すること。
27. その他環境大臣が定める書類及び都道府県知事が必要と認める書類を添付すること。
28. 都道府県知事が定める部数を提出すること。

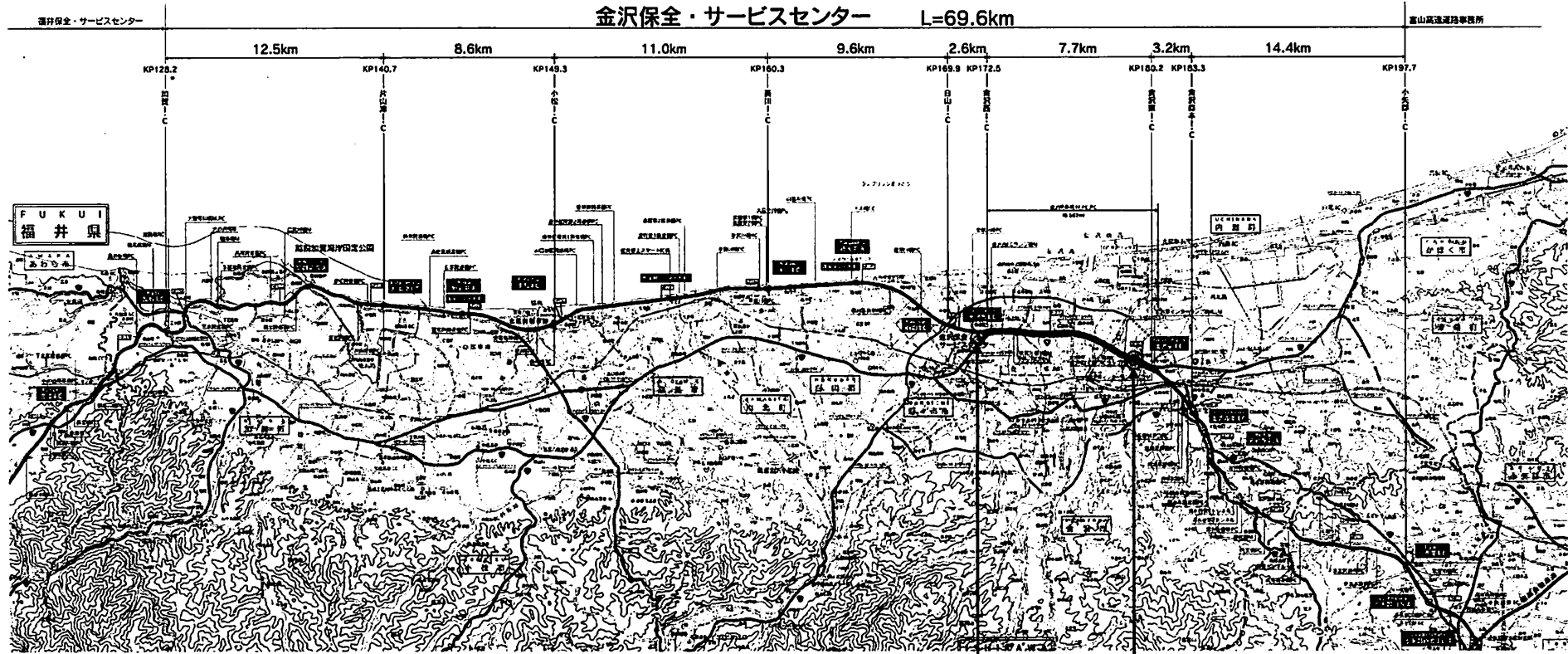
低濃度PCB保管管理表(保管場所:金沢高架橋下P54~P58間)

工事名					工事名					工事名					業務名												
北陸自動車道 金沢高架橋他1橋塗替塗装工事					北陸自動車道 梯川橋塗替塗装工事					北陸自動車道(特定更新等) 加賀IC~片山津IC間床版取替工事(その1)					金沢支社管内道路保全管理業務(橋梁塗膜成分分析)												
受注者		株式会社 佐野塗工店			保管場所⑤		受注者		株式会社 内田商会			保管場所③・⑥		受注者		株式会社ピーエス三菱・株式会社安部日鋼工業JV			保管場所①		受注者		中日本ハイウェイ・エンジニアリング名古屋株式会社			保管場所⑤	
発生橋梁					発生橋梁					発生橋梁					発生橋梁												
伏見川第2橋・下り 金沢高架橋					上り 梯川橋					上り 鴨池橋・犬の沢橋					上り 大聖寺川橋・梯川橋、上下 田尻川橋												
番号	搬入日	塗膜くず(t)	缶数	資機材等(t)	缶数	番号	搬入日	塗膜くず(t)	缶数	資機材等(t)	缶数	番号	搬入日	塗膜くず(t)	缶数	資機材等(t)	缶数	番号	搬入日	塗膜くず(t)	缶数	資機材等(t)	缶数				
令和3年次発生分					令和3年次発生分					令和3年次発生分					令和3年次発生分												
該当無し					該当無し					該当無し					番号3-001												
1 2022.09.05					1 2022.08.30					1 2022.11.08					1 2022.03.08												
		3.614	17	0.548	8			2.351	15	0.132	3			1.252	16	0.290	3			0.0026	2						
令和4年次発生分					令和4年次発生分					令和4年次発生分					令和4年次発生分												
番号4-001					番号4-003					番号4-005					番号4-006												
		0.767	4	2.553	45			2.415	12	0.155	3			0.567	3	1.317	21										
								2.549	13	1.458	24			0	0	0.799	18										
令和5年次発生分					令和5年次発生分					令和5年次発生分					令和5年次発生分												
番号5-001					番号5-003					番号5-005					番号5-006												
		5.165	24	2.970	41			3.461	21	1.114	20			0.283	2	0.380	6										
		5.495	26	3.995	55			2.829	16	0.437	7			0	0	0.279	8										
計					計					計					計												
		15.041	71	10.066	149			13.605	77	3.296	57			2.102	21	3.065	56					0.0026	2	0	0		
合計					合計					合計					合計												
		25.107			220			16.901			134			5.167			77			0.0026			2				
容器荷姿					合計					合計					合計												
		200ℓオープンヘッドドラム缶					200ℓオープンヘッドドラム缶					200ℓオープンヘッドドラム缶					20ℓペール缶										

全体数量				
塗膜くず	30.7506	t	171	缶
資機材等	16.427	t	262	缶
合計	47.1776	t	433	缶



位置図

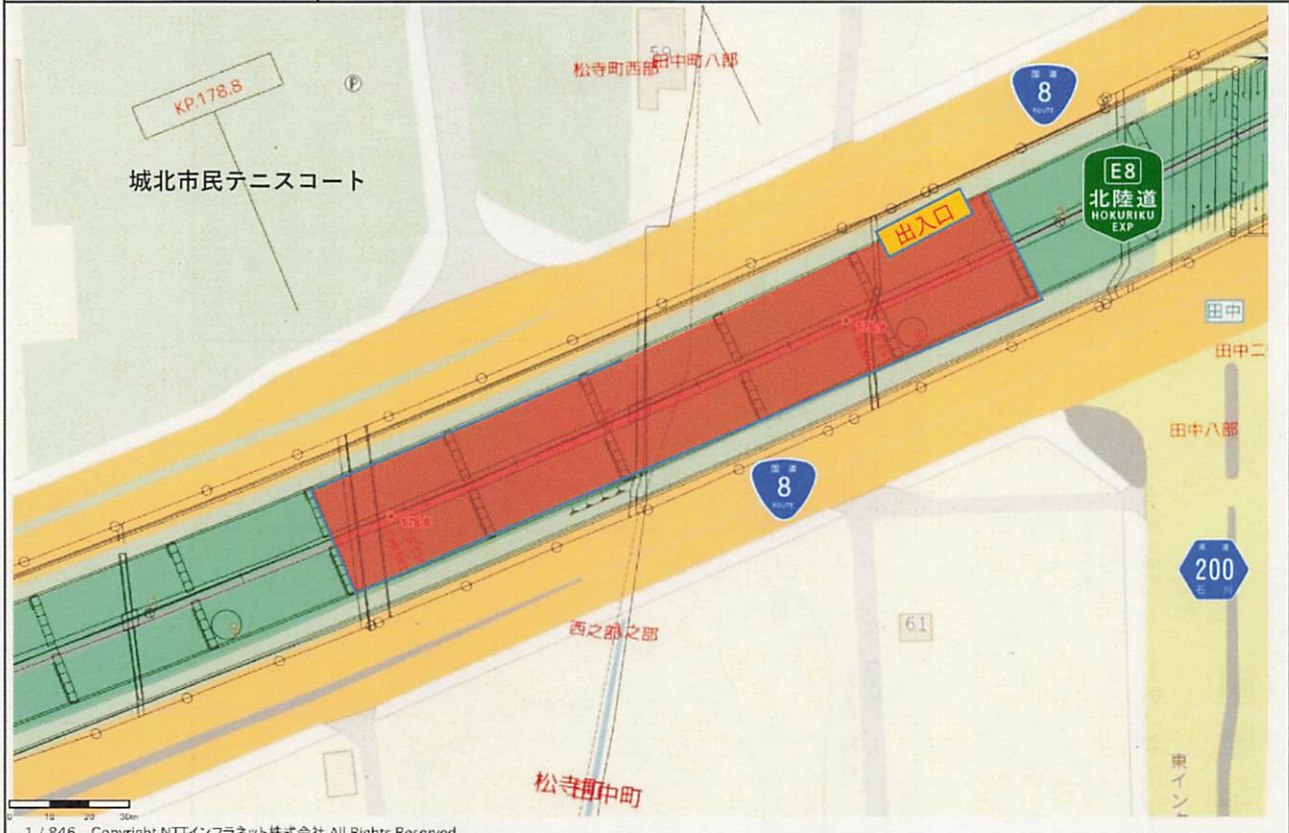


金沢保全・サービスセンター

低濃度PCB保管場所
北陸自動車道
金沢西IC～金沢東IC間
金沢高架橋下：石川県金沢市田中町は57-1

低濃度PCB保管場所

保管事業場の名称	中日本高速道路株式会社 金沢支社 金沢保全・サービスセンター
保管事業場の所在地	石川県金沢市神野町東170番地
保管の場所	石川県金沢市田中町は57-1 【E8北陸道 金沢高架橋下】



1 / 846 Copyright NTTインフラネット株式会社 All Rights Reserved.

置場入口写真



特別管理産業廃棄物
 ポリ塩化ビフェニル (PCB) 汚染物
 保管場所につき関係者以外の立入を禁止
 する。
 管理者 中日本高速道路株
 金沢保全・サービスセンター
 特別管理産業廃棄物
 管理責任者 齋藤 優文
 連絡先 070-249-8111 (代表)

保管場所内



保管場所①

工事名	北陸自動車道(特定更新等) 加賀IC～片山津IC間床版取替工事(その1)
受注者	株式会社ピーエス三菱・株式会社安部日鋼工業JV
発生橋梁	上り 鴨池橋

保管廃棄物①

番号	4-005
廃棄物の種類	その他(塗膜くず)

保管廃棄物②

番号	4-006
廃棄物の種類	その他(塗膜くず) 防護服・フィルター等

保管写真



分析試験結果報告書

試験報告書

第522019-011号
2022年3月3日

株式会社ピーエス三菱 様

株式会社 エセックス

〒916-0001 福井県越前市加賀IC～片山津IC間
北陸自動車道(特定更新等) 加賀IC～片山津IC間 床版取替工事(その1)

発生橋梁 鴨池橋
発生地点 上り線

試料名	数量	採取日時	採取場所	採取方法	採取者
アスファルト	約1kg	2022.03.01	現場	採取	エセックス

項目	検出濃度	検出限界	検出方法	検出部位
鉛	1.70 mg/kg	0.50 mg/kg	ICP-AES	塗膜
銅	29 mg/kg	10 mg/kg	ICP-AES	塗膜
マンガン	4.21 mg/kg	1.0 mg/kg	ICP-AES	塗膜
亜鉛	1.70 mg/kg	0.50 mg/kg	ICP-AES	塗膜
カドミウム	0.021 mg/kg	0.010 mg/kg	ICP-AES	塗膜

※ 1.70 mg/kg < 0.50 mg/kg < 100,000 mg/kg
低濃度

1.70 mg/kg > 0.50mg/kg
≤ 100,000mg/kg
低濃度

保管場所①

工事名	北陸自動車道(特定更新等) 加賀IC~片山津IC間床版取替工事(その1)
受注者	株式会社ピーエス三菱・株式会社安部日鋼工業JV
発生橋梁	上り 犬の沢橋

保管廃棄物①

番号	5-005
廃棄物の種類	その他(塗膜くず)

保管廃棄物②

番号	5-006
廃棄物の種類	その他(塗膜くず) 防護服・フィルター等

保管写真 ※4-005・4-006の左側



分析試験結果報告書

試験報告書

第 0230710 002 号 023
2023 年 5 月 22 日

株式会社ピーエス三菱 様

株式会社 エス ネット ス

〒920-0101 石川県金沢市東区北町1-10-1
018-238-9911 (直通)
試験主任者 池田 隆

試験の種別 依頼

社 名	採取年月日	採取箇所	品名	品名(注)	検 査 費
株式会社ピーエス三菱	2023.4.27				10,000円

調査結果未受注または試験に付いては試験結果表及びその報告書となります。

試 験 内 容	試験結果	検 査 方 法	検 査 機 器
鉛(Pb)濃度	1.70	減圧電位原子吸光法(原子吸光分光法)	3.01
銅(Cu)濃度	0.02	1.2.4.421 比色法	3.01
クロム(Cr)濃度	0.01	1.2.4.421 比色法	3.01
注) 検出限界値			

備考 1. 本報告書の試験結果は、依頼者様から提供された試料に基づいて行われたものであり、依頼者様の責任とさせていただきます。
2. 本報告書の試験結果は、依頼者様の責任とさせていただきます。
3. 本報告書の試験結果は、依頼者様の責任とさせていただきます。

1.70 mg/kg >0.50mg/kg
≤ 100,000mg/kg
低濃度

保管場所③

工事名	北陸自動車道 梯川橋塗替塗装工事
受注者	株式会社 内田商会
発生橋梁	上り 梯川橋 P12~A2

保管廃棄物①

番号	4-003
廃棄物の種類	その他(塗膜くず)

保管廃棄物②

番号	4-004
廃棄物の種類	その他(塗装工事用資機材) 防護服・フィルター等

保管写真



分析試験結果報告書

分析試験結果報告書

11100345
2018年04月14日

御依頼者 日本ハイウェイコンクリート協会 株式会社 御上

対象 無機有害物質分析試験

採取日 2018年04月27日
採取箇所 橋上
採取区分 橋上
報告書番号 -

分析機関 株式会社 ナノテクノ
分析項目 鉛、銅、亜鉛、カドミウム
〒426-0801 愛知県岡崎市南大高町1-1-1
TEL:0565-859799 FAX:0565-859798

※本報告書の有効性は、以下の条件が満たされていることを前提とします。
分析対象物の採取・保管・分析が適切に行われていること。

分析対象物	検出値	検出限界値	単位	基準値
検出値なし 分析項目: 鉛、銅、亜鉛、カドミウム P12-A2	0.00	mg/kg	0.50mg/kg	

分析条件: 本報告書の検出値は、分析対象物の乾燥重量を基準として算出されています。
検出限界値: 0.05mg/kg (検出限界値は、分析対象物の乾燥重量を基準として算出されています。)

分析機関: 株式会社 ナノテクノ
〒426-0801 愛知県岡崎市南大高町1-1-1
TEL:0565-859799 FAX:0565-859798

※本報告書の有効性は、以下の条件が満たされていることを前提とします。
分析対象物の採取・保管・分析が適切に行われていること。

報告書番号: 11100345 (分析対象物の乾燥重量を基準として算出されています。)

※本報告書の有効性は、以下の条件が満たされていることを前提とします。
分析対象物の採取・保管・分析が適切に行われていること。

0.60 mg/kg >0.50mg/kg
≤100,000mg/kg
低濃度

保管場所⑤

工事名	北陸自動車道 金沢高架橋他1橋塗替塗装工事
受注者	株式会社 佐野塗工店
発生橋梁	伏見川第二橋

保管廃棄物①

番号	4-001
廃棄物の種類	その他(塗膜くず)

保管廃棄物②

番号	4-002
廃棄物の種類	その他(塗装工事用資機材) 防護服・フィルター等

保管写真



分析試験結果報告書

分析試験結果報告書

D1800300
2018年10月1日

新依頼者 日本ハイウェイエンジニアリング名古屋 株式会社 御座
調査件名 : 廃棄物分析結果報告書

採集日 : 2018年7月20日
 検査項目 : 重金属類
 検査方法 : 検出
 検査場所 :

分析センター 株式会社
 〒130-0940 東京都葛飾区新小岩1-1-12
 TEL: 046-551-8229 FAX: 046-551-8234

※分析結果の正しい値は上記検体に基づいて
 分析試験した結果に基づいて算出されます。

分析対象物	試料名	分析値(μg/g)	単位	1検体
重金属類	金沢1号 伏見川第2橋 ①ラップ AS-42975	1.4	mg/kg	0.02mg/kg

分析対象: 平成28年4月1日(廃棄物)による有害物質の検出(重金属類) 4.0mg/kg (有害物質類)
 出典: 平成28年4月1日(廃棄物)による有害物質の検出(重金属類) 4.0mg/kg (有害物質類)

分析センター 佐野塗工店
〒10000001 東京都千代田区千代田

1.40 mg/kg >0.50mg/kg
 ≤100,000mg/kg
低濃度

保管場所⑤

工事名	北陸自動車道 金沢高架橋他1橋塗替塗装工事
受注者	株式会社 佐野塗工店
発生橋梁	下り 金沢高架橋 P275~P279

保管廃棄物①

番号	5-001
廃棄物の種類	その他(塗膜くず)

保管廃棄物②

番号	5-002
廃棄物の種類	その他(塗装工事に用資機材) 防護服・フィルター等

保管写真 ※4-001・4-002の手前側



分析試験結果報告書

分析試験結果報告書

D180000
2018年10月1日

依頼者 三日月パブリックインフラストラクチャ株式会社 様
 名称 橋梁塗膜成分検査

送付日 2018年10月29日
 送付先 株式会社
 検査項目 鉛、銅、亜鉛、カドミウム、クロム、マンガン、鉄、アルミニウム、シリコン、カルシウム、マグネシウム、ナトリウム、カリウム、窒素、リン、炭素、酸素、水素、塩素、硫黄、フッ素、塩素、臭素、ヨウ素、セレン、テルル、鉛、銅、亜鉛、カドミウム、クロム、マンガン、鉄、アルミニウム、シリコン、カルシウム、マグネシウム、ナトリウム、カリウム、窒素、リン、炭素、酸素、水素、塩素、硫黄、フッ素、塩素、臭素、ヨウ素、セレン、テルル

当社は「依頼者」の「1」の上記試験項目について
 分析試験した結果は次の通りです。

分析項目	検出値	単位	下限値
鉛(Pb) 委託ID: 金沢高橋 橋梁 P275~P279	2.8	mg/kg	0.5mg/kg

分析条件: 分析機: 鉛、銅、亜鉛、カドミウム、クロム、マンガン、鉄、アルミニウム、シリコン、カルシウム、マグネシウム、ナトリウム、カリウム、窒素、リン、炭素、酸素、水素、塩素、硫黄、フッ素、塩素、臭素、ヨウ素、セレン、テルル
 検出値: 2.80 mg/kg (検出限界値: 0.50 mg/kg) (検出下限値: 0.50 mg/kg)
 分析機: 鉛、銅、亜鉛、カドミウム、クロム、マンガン、鉄、アルミニウム、シリコン、カルシウム、マグネシウム、ナトリウム、カリウム、窒素、リン、炭素、酸素、水素、塩素、硫黄、フッ素、塩素、臭素、ヨウ素、セレン、テルル

2.80 mg/kg > 0.50 mg/kg
 ≤ 100,000 mg/kg
低濃度

保管場所⑤

業務名	金沢支社管内道路保全管理業務(橋梁塗膜成分分析)
受注者	中日本ハイウェイ・エンジニアリング名古屋株式会社
発生橋梁	上り 大聖寺川橋・梯川橋、上下 田尻川橋

保管廃棄物①

番号	3-001
廃棄物の種類	その他(塗膜くず)

保管写真



分析試験結果報告書

分析試験結果報告書

111900340
2019/04/18

契約番号: 中日本ハイウェイ・エンジニアリング名古屋 株式会社 署上
 対象: 塗膜廃棄物成分分析業務

報告日: 2019年03月27日
 報告者: 株式会社 中日本ハイウェイ・エンジニアリング名古屋
 依頼者: 株式会社 中日本ハイウェイ・エンジニアリング名古屋
 実施場所: 株式会社 中日本ハイウェイ・エンジニアリング名古屋
 報告内容: 塗膜成分分析業務

当社の「塗膜成分分析」は、日本塗料工業会(JKCI)の「塗膜成分分析試験方法」に基づき実施しております。

分析項目	検出値	分析機関/分析名	単位	下限値
鉛(Pb)	0.60	mg/kg	3.0	0.0

分析結果: 0.60 mg/kg

当社の「塗膜成分分析」は、日本塗料工業会(JKCI)の「塗膜成分分析試験方法」に基づき実施しております。

当社の「塗膜成分分析」は、日本塗料工業会(JKCI)の「塗膜成分分析試験方法」に基づき実施しております。

最高

0.60 mg/kg

>0.50mg/kg
 ≤100,000mg/kg
 低濃度

保管場所⑥

工事名	北陸自動車道 梯川橋塗替塗装工事
受注者	株式会社 内田商会
発生橋梁	上り 梯川橋 P9~P12

保管廃棄物①

番号	5-003
廃棄物の種類	その他(塗膜くず)

保管廃棄物②

番号	5-004
廃棄物の種類	その他(塗装工事用資機材) 防護服・フィルター等

保管写真



分析試験結果報告書

分析試験結果報告書

D1160045
2019年8月13日

調査場所 北陸自動車道 梯川橋塗替塗装工事 株式会社 内田商会
 種別 : 無機有害物質分析試験

採取日 : 2019年5月27日
 採取地 : 橋梁
 採取箇所 : 上り橋 P9~P12

分析試験結果

試料名	検出濃度	単位	規制値
<2検体> 余泥147 橋脚部 上り橋 P9~P12	0.54	mg/kg	0.50mg/kg

0.54 mg/kg > 0.50mg/kg
 ≤ 100,000mg/kg
低濃度

ポリ塩化ビフェニル廃棄物等の保管及び処分状況等届出書（保管事業者及び所有事業者用）

令和 6 年 6 月 27 日

金沢市長 村山 卓 殿



届出者
住所 石川県金沢市尾張町1丁目10番13号
氏名 中山商事
代表取締役 中山 俊江
(法人にあつては、名称及び代表者の氏名)
電話番号 076-222-3427

ポリ塩化ビフェニル廃棄物の適正な処理の推進に関する特別措置法第8条第1項（法第15条及び第19条において読み替えて準用する場合を含む。）の規定に基づき、令和 6 年度のポリ塩化ビフェニル廃棄物等の保管及び処分の状況等を届け出ます。

1. ポリ塩化ビフェニル廃棄物について

保管事業場の名称			
保管事業場の所在地			
特別管理産業廃棄物管理責任者の職名及び氏名		電話番号	
保管の場所			

①前年度の3月31日に保管していたポリ塩化ビフェニル廃棄物

番号	廃棄物の種類	廃棄物の型式等					処分予定年月	量		濃度区分	保管の状況				処分業者との調整状況	参考事項
		定格容量	製造者名	型式	製造年月	表示記号等		台数又は容器の数	総重量 (1台当たり重量×台数)		容器の性状	囲い等の有無	分別・混在の別	漏れ等のおそれ		

(第4面)

③前年度中に他の事業場又は他の事業者の事業場において所有することとなった高濃度ポリ塩化ビフェニル使用製品

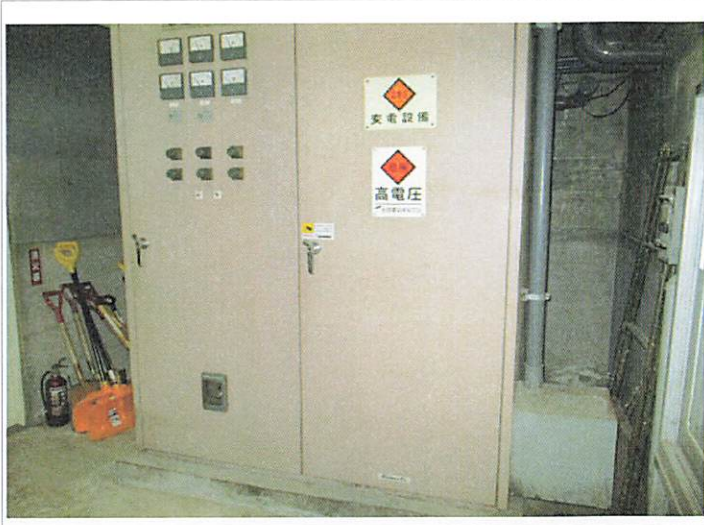
番号	製品の種類	製品の型式等					量		所有終了年月日	所有終了理由	移動先の所在の場所並びに事業者又は事業場の名称及び所在地	参考事項
		定格容量	製造者名	型式	製造年月	表示記号等	台数又は容器の数	総重量 (1台当たり重量×台数)				

- 備考
- この届出書は、ポリ塩化ビフェニル廃棄物の保管又はポリ塩化ビフェニル使用製品の所有に係る事業場ごとに作成し、毎年度6月30日までに提出すること。
 - 届出者や事業場に関する情報に変更があった場合には、速やかに都道府県知事に連絡すること。
 - 「保管事業場の名称」及び「保管事業場の所在地」の欄には、ポリ塩化ビフェニル廃棄物の保管の場所に係る事業場を記入すること。また、「所在事業場の名称」及び「所在事業場の所在地」の欄には、ポリ塩化ビフェニル使用製品の所在の場所に係る事業場を記入すること。
 - 「番号」の欄には、それぞれ先頭に「前年度の元号数-」を加えた整理番号（平成28年度の保管状況を届け出る場合の例：28-001）を付すこと。なお、前回までの届出において既に当該事業場における番号が付されているものについては、引き続きその番号を記入すること。
 - 「廃棄物の種類」及び「製品の種類」の欄には、記入要領に沿って、その名称を具体的に記入すること。
 - 「廃棄物の型式等」及び「製品の型式等」の欄には、変圧器（トランス）等の銘板に記載されている「定格容量」、「製造者名」、「型式」、「製造年月」及び「表示記号等」を記入すること。なお、「表示記号等」については、記入要領に沿って、その名称を具体的に記入すること（例：不燃性油）。
 - 「処分予定年月」の欄には、高濃度ポリ塩化ビフェニル廃棄物を自ら処分し、又は他人に委託することを予定している年月を記入すること。低濃度ポリ塩化ビフェニル廃棄物については記入しなくて構わない。
 - 「量」の欄のうち、「台数又は容器の数」の欄には、ポリ塩化ビフェニルを使用する電気機器については台数（個数）を、その他のものについては保管している容器の数（缶数等）を、それぞれ単位とともに記入すること。ただし、電気機器であっても、小型のものを容器にまとめて保管している場合であって台数（個数）を把握することができないときは、保管している容器の数（缶数等）を単位とともに記入すること。
 - 「量」の欄のうち、「総重量」の欄には、ポリ塩化ビフェニルを使用する電気機器については、1台当たりの重量に台数（個数）を掛けた重量を記載すること。その他のものについては、容器込みでの重量を記載すること。
 - 「濃度区分」の欄には、「高濃度」、「低濃度」又は「不明」のうち該当するものを記入すること。なお、「高濃度」とは高濃度ポリ塩化ビフェニル廃棄物又は高濃度ポリ塩化ビフェニル使用製品の略称、「低濃度」とは高濃度ポリ塩化ビフェニル廃棄物以外のポリ塩化ビフェニル廃棄物又は高濃度ポリ塩化ビフェニル使用製品以外のポリ塩化ビフェニル使用製品の略称である。
 - 「保管の状況」として、新たにポリ塩化ビフェニル廃棄物の保管の状況を届け出る場合や、既に届け出たポリ塩化ビフェニル廃棄物の保管の状況に変更があった場合には、保管しているポリ塩化ビフェニル廃棄物の保管状況の分かる写真を本届出に添付すること。
 - 「保管の状況」の欄のうち、「容器の性状」の欄には、ポリ塩化ビフェニル廃棄物を保管している容器の有無、容器がある場合にはその種類を具体的に記入すること（例：「ドラム缶」、「なし」）。
 - 「保管の状況」の欄のうち、「囲い等の有無」の欄には、ポリ塩化ビフェニル廃棄物を保管している場所の周囲の囲いの有無及び保管に係る掲示板の有無を記入すること。
 - 「保管の状況」の欄のうち、「分別・混在の別」の欄には、他の物品と分別して保管しているか混在して保管しているかの別を記入すること。
 - 「保管の状況」の欄のうち、「漏れ等のおそれ」の欄には、保管中のポリ塩化ビフェニル廃棄物が漏れたりこぼれ落ちたりするおそれの有無を記入すること。

(第5面)

16. 「処分業者との調整状況」の欄には、高濃度ポリ塩化ビフェニル廃棄物及び高濃度ポリ塩化ビフェニル使用製品に係る処分業者との委託契約の締結状況等を記入すること。低濃度ポリ塩化ビフェニル廃棄物については記載しなくて構わない。
17. 「参考事項」の欄には、その他保管の状況等を把握する上で参考となる事項を記入すること（例：「屋内で保管」、「絶縁油を抜いたもの」、「PCB濃度△mg/kg」、「今後分析予定」）。なお、保管の場所や所在の場所が複数存在する場合は、各廃棄物及び製品について、その保管の場所又は所在の場所をそれぞれ特定して記載すること。
18. 「保管開始理由」及び「所有開始理由」の欄には、「他の事業場から移動」、「譲受け」及び「承継」のいずれかを記入すること。
19. 「保管終了理由」及び「所有終了理由」の欄には、「他の事業場に移動」、「譲渡し」及び「承継」のいずれかを記入すること。
20. 「処分年月日」の欄には、実際にポリ塩化ビフェニル廃棄物の処分が終了した日を記入すること。
21. 「処分後の廃棄物の種類及び処分先」の欄には、ポリ塩化ビフェニル廃棄物を処分した後に生じた廃棄物の種類及び処分先を記入すること。
22. 「①前年度の3月31日に使用していたポリ塩化ビフェニル使用製品（高濃度ポリ塩化ビフェニル使用電気工作物を除く。）」の表は、高濃度ポリ塩化ビフェニル使用製品以外のポリ塩化ビフェニル使用製品については、ポリ塩化ビフェニル廃棄物の保管事業者が、本施行規則第9条第1項第5号又は第20条第1項第5号の規定に基づき、記載するものである。
23. 「高濃度ポリ塩化ビフェニル使用電気工作物」とは、電気事業法（昭和39年法律第170号）第2条第1項第18号に規定する電気工作物である高濃度ポリ塩化ビフェニル使用製品をいう。
24. この届出書において、「廃棄」とは、ポリ塩化ビフェニル使用製品の使用を止め、廃棄物とすることをいう。
25. 「廃棄予定年月」の欄には、高濃度ポリ塩化ビフェニル使用製品を廃棄することを予定している年月を記入すること。低濃度ポリ塩化ビフェニル使用製品については記載しなくて構わない。
26. この届出に係るポリ塩化ビフェニル廃棄物の処分についての産業廃棄物管理票の写し（廃棄物処理法第12条の3第4項又は第12条の5第5項の規定による送付を受けた産業廃棄物管理票の写しをいう。以下同じ。）を複写機によりA3判以下の大きさの用紙に複写したものを添付すること。なお、電子情報処理組織を使用するためこれらの書類を添付することができない場合は、当該これらの書類に代えて、当該これらの書類に記載される事項に相当する事項を記録した電磁的記録をA3判以下の大きさの用紙に出力したものを添付すること。ただし、6月30日において、産業廃棄物管理票の写しの送付又は廃棄物処理法第12条の5第4項の規定による通知を受けていないため添付すべき書類を添付することができないときは、その産業廃棄物管理票の写しの送付のあった日又はその通知のあった日から10日以内に提出すること。
27. その他環境大臣が定める書類及び都道府県知事が必要と認める書類を添付すること。
28. 都道府県知事が定める部数を提出すること。

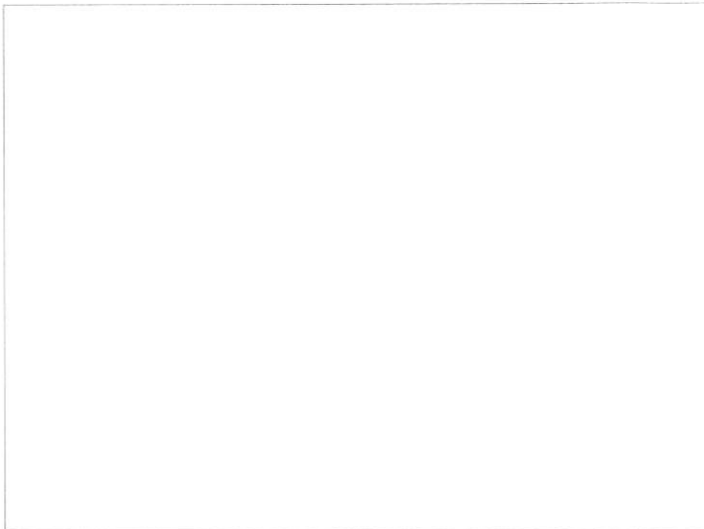
【有限会社中山商事中山歯科医院】



・キュービクル内機器状況
キュービクル外観



・キュービクル内機器状況
(変圧器容量: 単相30kVA)
使用中





第P-0801036304R-1号

試験結果報告書

2022年8月4日

有限会社中山商事 中山歯科医院 様

2022年8月1日依頼による濃度に係る試験結果を次のとおりご報告します。

環境計量証明事業愛知県知事登録 第679号

株式会社 日本環境アセス

愛知県名古屋守山区下志段味横堤1468-1

TEL : 052-736-4111 FAX : 052-736-4471

分析所長 小渡由隆

受付区分：送付

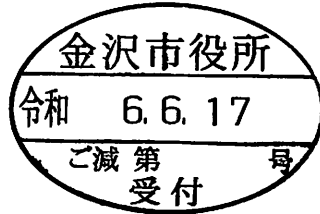
件名		低濃度PCB分析	
試験の対象		絶縁油	
試験の結果			試験方法
試料情報		PCB (mg/kg)	
試料No.	1	24	平成23年5月 環境省 大臣官房廃棄物・リサイクル 対策部産業廃棄物課 絶縁油中の微量PCBに関する 簡易測定法マニュアル 第3版2.1.1 「高濃度硫酸処理/シリカゲ ルカラム分画/キャピラリー ガスクロマトグラフ/電子捕 獲型検出器(GC/ECD)法」
製造社名	東京芝浦電気株式会社		
製品名	変圧器		
形式	PS6-6DP30E11		
製造番号	65622952		
製造年月	昭和40年12月		
容量	30kVA		
電圧	6600/105-210V		
総重量	217kg		
油量	54L		
採取年月日	2022年7月28日		
採取場所	石川県金沢市尾張町1丁目10-13		
試料採取者	一般財団法人北陸電気保安協会 金沢地区本部 金沢東サテライトオフィス		
備 考			
・当重電機器は、環循規発第1910112号及び環循施発第1910111号(令和元年10月11日)により、絶縁油中PCB濃度が、ポリ塩化ビフェニル汚染物等の該当性判断基準である0.5mg/kgを超えているのでPCB汚染物に該当します。			
・5000mg/kg以下は低濃度PCB汚染物、5000mg/kg超過は高濃度PCB汚染物です。			
※分析法検出下限値(MDL) : 0.15mg/kg			

低濃度

PCB

令和 6 年 6 月 17 日

金沢市長 殿



届出者
 住 所 大阪市都島区東野田町4丁目15番82号
 氏 名 西日本電信電話株式会社 代表取締役社長 北村亮太
 （法人にあつては、名称及び代表者の氏名）
 電話番号 06-6490-4543

ポリ塩化ビフェニル廃棄物の適正な処理の推進に関する特別措置法第8条第1項（法第15条及び第19条において読み替えて準用する場合を含む。）の規定に基づき、令和 5 年度のポリ塩化ビフェニル廃棄物等の保管及び処分の状況等を届け出ます。

1. ポリ塩化ビフェニル廃棄物について

保管事業場の名称	西日本電信電話(株) 北陸物流センタ		
保管事業場の所在地	石川県金沢市鳴和町1-2		
特別管理産業廃棄物管理責任者の職名及び氏名	NWデザイン部NNW高度化部門 NW基盤担当 川島 龍太郎	電話番号	06-6490-4543
保管の場所	石川県金沢市鳴和町1-2		

①前年度の3月31日に保管していたポリ塩化ビフェニル廃棄物

番号	廃棄物の種類	廃棄物の型式等					処分予定年月	量		濃度区分	保管の状況				処理業者との調整状況	参考事項
		定格容量	製造者名	型式	製造年月	表示記号等		台数又は容器の数	総重量 (1台当たり重量×台数)		容器の性状	囲い等の有無	分別・混在の別	漏れ等のおそれ		
⑬-B-52~54	コンデンサ (3KG以上)	-	新電元工業	仕3760-2	1970.10	0114426-7	R06.03	3 個	165.0 kg	低濃度	金属製箱	囲い無、標示有	分別	なし	調整中	
低濃度汚染物 DM1	ビニル、ごみ類等	-	-	-	-	-	R06.03	1 本	45.0 kg	低濃度	ドラム缶	囲い無、標示有	分別	なし	調整中	

低濃度汚染物 DM2	ビニル、ごみ類等	-	-	-	-	R06.03	1 本	50.5 kg	低濃度	ドラム缶	開い無、掲示有	分別	なし	調整中	
低濃度汚染物 DM3	段ボール等	-	-	-	-	R06.03	1 本	37.0 kg	低濃度	ドラム缶	開い無、掲示有	分別	なし	調整中	
低濃度汚染物 DM4	ビニル、ごみ類等	-	-	-	-	R06.03	1 本	34.5 kg	低濃度	ドラム缶	開い無、掲示有	分別	なし	調整中	
低濃度汚染物 DM5	ビニル、ごみ類等	-	-	-	-	R06.03	1 本	36.0 kg	低濃度	ドラム缶	開い無、掲示有	分別	なし	調整中	
PCB感圧紙 DM1	PCB感圧紙	-	-	-	-	R06.03	1 本	105.0 kg	低濃度	ドラム缶	開い無、掲示有	分別	なし	調整中	11mg/kg
PCB感圧紙 DM2	PCB感圧紙(未使用)	-	-	-	-	R06.03	1 本	64.5 kg	低濃度	ドラム缶	開い無、掲示有	分別	なし	調整中	12000 mg/kg
低濃度汚染物 DM6	安定器残部材	-	-	-	-	R06.03	1 本	186.06 kg	低濃度	ドラム缶	開い無、掲示有	分別	なし	調整中	2.2 μg /100cm ²
低濃度汚染物 DM7	安定器残部材	-	-	-	-	R06.03	1 本	171.46 kg	低濃度	ドラム缶	開い無、掲示有	分別	なし	調整中	27 μg /100cm ³
低濃度汚染物 DM8	コンデンサー(3kg未満)	-	-	-	-	R06.03	86 個	83.5 kg	低濃度	ドラム缶	開い無、掲示有	分別	なし	調整中	2022.06 集約による
低濃度汚染物 DM9	サンプル瓶・容器	-	-	-	-	R06.03	1 本	26 kg	低濃度	ドラム缶	開い無、掲示有	分別	なし	調整中	
低濃度汚染物 DM10	金属類	-	-	-	-	R06.03	1 本	266 kg	低濃度	ドラム缶	開い無、掲示有	分別	なし	調整中	
低濃度汚染物 DM11	金属類	-	-	-	-	R06.03	1 本	354 kg	低濃度	ドラム缶	開い無、掲示有	分別	なし	調整中	
低濃度汚染物	ラック	-	-	-	-	R06.03	6 個	-	低濃度	-	開い無、掲示有	分別	なし	調整中	
低濃度汚染物	プラケース	-	-	-	-	R06.03	74 個	-	低濃度	-	開い無、掲示有	分別	なし	調整中	5.7 μg /100cm ³

低濃度汚染物	空トレイ	-	-	-	-	-	R06.03	12 個	—	低濃度	-	開い無、掲 示有	分別	なし	調整中	0.16 μ g /100cm ⁴
低濃度汚染物	段ボール ケース入トレイ	-	-	-	-	-	R06.03	24 個	—	低濃度	-	開い無、掲 示有	分別	なし	調整中	
低濃度汚染物	プラスチック 製パレット	-	-	-	-	-	R06.03	29 個	—	低濃度	-	開い無、掲 示有	分別	なし	調整中	
低濃度汚染物	ステンレス 製空ドラム 缶	-	-	-	-	-	R06.03	2 個	—	低濃度	ドラム缶	開い無、掲 示有	分別	なし	調整中	
低濃度汚染物	空ペール缶	-	-	-	-	-	R06.03	6 缶	—	低濃度	-	開い無、掲 示有	分別	なし	調整中	
低濃度汚染物	パルティナー (網状折たた み金属ケース)	-	-	-	-	-	R06.03	11 個	—	低濃度	-	開い無、掲 示有	分別	なし	調整中	
	以下余白															

(日本産業規格 A列4番)

(第4面)

③前年度中に他の事業場又は他の事業者の事業場において所有することとなった高濃度ポリ塩化ビフェニル使用製品

番号	製品の種類	製品の型式等					量		所有終了年月日	所有終了理由	移動先の所在の場所並びに事業者又は事業場の名称及び所在地	参考事項
		定格容量	製造者名	型式	製造年月	表示記号等	台数又は容器の数	総重量 (1台当たり重量×台数)				
	該当なし											

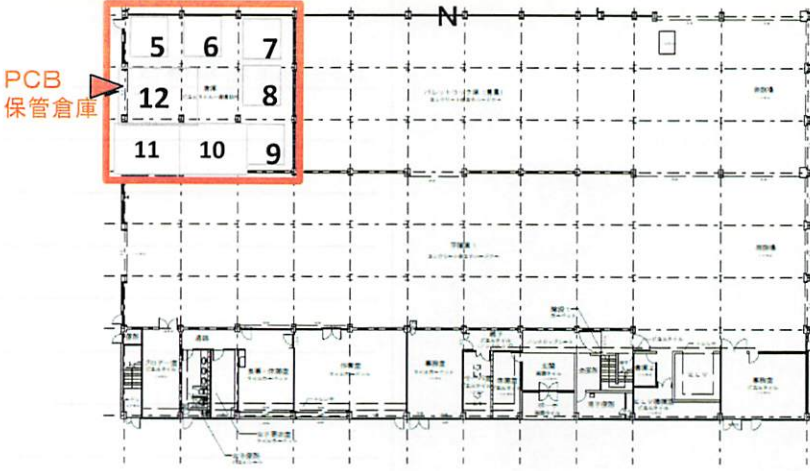


- 備考
- この届出書は、ポリ塩化ビフェニル廃棄物の保管又はポリ塩化ビフェニル使用製品の所有に係る事業場ごとに作成し、毎年度6月30日までに提出すること。
 - 届出者や事業場に関する情報に変更があった場合には、速やかに都道府県知事に連絡すること。
 - 「保管事業場の名称」及び「保管事業場の所在地」の欄には、ポリ塩化ビフェニル廃棄物の保管の場所に係る事業場を記入すること。また、「所在事業場の名称」及び「所在事業場の所在地」の欄には、ポリ塩化ビフェニル使用製品の所在の場所に係る事業場を記入すること。
 - 「番号」の欄には、それぞれ先頭に「前年度の元号数-」を加えた整理番号(平成28年度の保管状況を届け出る場合の例:28-001)を付すこと。なお、前回までの届出において既に当該事業場における番号が付されているものについては、引き続きその番号を記入すること。
 - 「廃棄物の種類」及び「製品の種類」の欄には、記入要領に沿って、その名称を具体的に記入すること。
 - 「廃棄物の型式等」及び「製品の型式等」の欄には、変圧器(トランス)等の銘板に記載されている「定格容量」、「製造者名」、「型式」、「製造年月」及び「表示記号等」を記入すること。なお、「表示記号等」については、記入要領に沿って、その名称を具体的に記入すること(例:不燃性油)。
 - 「処分予定年月」の欄には、高濃度ポリ塩化ビフェニル廃棄物を自ら処分し、又は他人に委託することを予定している年月を記入すること。低濃度ポリ塩化ビフェニル廃棄物については記入しなくて構わない。
 - 「量」の欄のうち、「台数又は容器の数」の欄には、ポリ塩化ビフェニルを使用する電気機器については台数(個数)を、その他のものについては保管している容器の数(缶数等)を、それぞれ単位とともに記入すること。ただし、電気機器であっても、小型のものを容器にまとめて保管している場合であって台数(個数)を把握することができないときは、保管している容器の数(缶数等)を単位とともに記入すること。
 - 「量」の欄のうち、「総重量」の欄には、ポリ塩化ビフェニルを使用する電気機器については、1台当たりの重量に台数(個数)を掛けた重量を記載すること。その他のものについては、容器込みでの重量を記載すること。
 - 「濃度区分」の欄には、「高濃度」、「低濃度」又は「不明」のうち該当するものを記入すること。なお、「高濃度」とは高濃度ポリ塩化ビフェニル廃棄物又は高濃度ポリ塩化ビフェニル使用製品の略称、「低濃度」とは高濃度ポリ塩化ビフェニル廃棄物以外のポリ塩化ビフェニル廃棄物又は高濃度ポリ塩化ビフェニル使用製品以外のポリ塩化ビフェニル使用製品の略称である。
 - 「保管の状況」として、新たにポリ塩化ビフェニル廃棄物の保管の状況を届け出る場合や、既に届け出たポリ塩化ビフェニル廃棄物の保管の状況に変更があった場合には、保管しているポリ塩化ビフェニル廃棄物の保管状況の分かる写真を本届出に添付すること。
 - 「保管の状況」の欄のうち、「容器の性状」の欄には、ポリ塩化ビフェニル廃棄物を保管している容器の有無、容器がある場合にはその種類を具体的に記入すること(例:「ドラム缶」、「なし」)。
 - 「保管の状況」の欄のうち、「囲い等の有無」の欄には、ポリ塩化ビフェニル廃棄物を保管している場所の周囲の囲いの有無及び保管に係る掲示板の有無を記入すること。
 - 「保管の状況」の欄のうち、「分別・混在の別」の欄には、他の物品と分別して保管しているか混在して保管しているかの別を記入すること。
 - 「保管の状況」の欄のうち、「漏れ等のおそれ」の欄には、保管中のポリ塩化ビフェニル廃棄物が漏れたりこぼれ落ちたりするおそれの有無を記入すること。

(第5面)

16. 「処分業者との調整状況」の欄には、高濃度ポリ塩化ビフェニル廃棄物及び高濃度ポリ塩化ビフェニル使用製品に係る処分業者との委託契約の締結状況等を記入すること。低濃度ポリ塩化ビフェニル廃棄物については記載しなくて構わない。
17. 「参考事項」の欄には、その他保管の状況等を把握する上で参考となる事項を記入すること(例:「屋内で保管」、「絶縁油を抜いたもの」、「PCB濃度△mg/kg」、「今後分析予定」)。なお、保管の場所や所在の場所が複数存在する場合は、各廃棄物及び製品について、その保管の場所又は所在の場所をそれぞれ特定して記載すること。
18. 「保管開始理由」及び「所有開始理由」の欄には、「他の事業場から移動」、「譲受け」及び「承継」のいずれかを記入すること。
19. 「保管終了理由」及び「所有終了理由」の欄には、「他の事業場に移動」、「譲渡し」及び「承継」のいずれかを記入すること。
20. 「処分年月日」の欄には、実際にポリ塩化ビフェニル廃棄物の処分が終了した日を記入すること。
21. 「処分後の廃棄物の種類及び処分先」の欄には、ポリ塩化ビフェニル廃棄物を処分した後に生じた廃棄物の種類及び処分先を記入すること。
22. 「①前年度の3月31日に使用していたポリ塩化ビフェニル使用製品(高濃度ポリ塩化ビフェニル使用電気工作物を除く。)」の表は、高濃度ポリ塩化ビフェニル使用製品以外のポリ塩化ビフェニル使用製品については、ポリ塩化ビフェニル廃棄物の保管事業者が、本施行規則第9条第1項第5号又は第20条第1項第5号の規定に基づき、記載するものである。
23. 「高濃度ポリ塩化ビフェニル使用電気工作物」とは、電気事業法(昭和39年法律第170号)第2条第1項第18号に規定する電気工作物である高濃度ポリ塩化ビフェニル使用製品をいう。
24. この届出書において、「廃棄」とは、ポリ塩化ビフェニル使用製品の使用を止め、廃棄物とすることをいう。
25. 「廃棄予定年月」の欄には、高濃度ポリ塩化ビフェニル使用製品を廃棄することを予定している年月を記入すること。低濃度ポリ塩化ビフェニル使用製品については記載しなくて構わない。
26. この届出に係るポリ塩化ビフェニル廃棄物の処分についての産業廃棄物管理票の写し(廃棄物処理法第12条の3第4項又は第12条の5第5項の規定による送付を受けた産業廃棄物管理票の写しをいう。以下同じ。)を複写機によりA3判以下の大きさの用紙に複写したものを添付すること。なお、電子情報処理組織を使用するためこれらの書類を添付することができない場合は、当該これらの書類に代えて、当該これらの書類に記載される事項に相当する事項を記録した電磁的記録をA3判以下の大きさの用紙に出力したものを添付すること。ただし、6月30日において、産業廃棄物管理票の写しの送付又は廃棄物処理法第12条の5第4項の規定による通知を受けていないため添付すべき書類を添付することができないときは、その産業廃棄物管理票の写しの送付のあった日又はその通知のあった日から10日以内に提出すること。
27. その他環境大臣が定める書類及び都道府県知事が必要と認める書類を添付すること。
28. 都道府県知事が定める部数を提出すること。

倉庫名：北陸物流センタ
 業務名：2024年度PCB保管業務
 作業内容：PCB保管状況

作業日：2024年5月20日

写 真	作業内容等
 <p style="text-align: center;">北陸物流倉庫1階平面図</p>	<p>4</p> <p>配置図面</p> <hr/> <hr/> <hr/> <hr/> <hr/> <hr/> <hr/> <hr/>
	<p>5 エリア状況</p> <p>倉庫内部（北側）</p> <hr/> <hr/> <hr/> <hr/> <hr/> <hr/> <hr/> <hr/>
	<p>6 エリア状況</p> <p>② 低濃度等残置物</p> <p>ドラム缶13本中</p> <ul style="list-style-type: none"> ・汚染物入りドラム缶 11本 ・感圧紙入りドラム缶 2本 <hr/> <hr/> <hr/> <hr/> <hr/> <hr/> <hr/> <hr/>

倉庫名：北陸物流センター
 業務名：2024年度PCB保管業務
 作業内容：PCB保管状況

作業日：2024年5月20日

写 真	作業内容等
	<p>7 エリア状況</p> <p>③ 低濃度等残置物</p> <hr/> <ul style="list-style-type: none"> ・低濃度測定機 3台 <hr/> ・空トレイ 12個 <hr/> ・プラスチック製パレット29個 <hr/> ・ステンレス製空ドラム缶2本 <hr/> ・パルティナー 11個 <hr/> <hr/> <hr/>
	<p>8 エリア状況</p> <hr/> <p>残置無し</p> <hr/> <hr/> <hr/> <hr/> <hr/> <hr/> <hr/>
	<p>9 エリア状況</p> <hr/> <p>残置無し</p> <hr/> <hr/> <hr/> <hr/> <hr/> <hr/> <hr/>

倉庫名：北陸物流センター

作業日：2024年5月20日

業務名：2024年度PCB保管業務

作業内容：PCB保管状況

写 真	作業内容等
	<p>10 エリア状況</p> <hr/> <p>⑤ 安定器等運搬空箱</p> <hr/> <p>・プラケース 74個</p> <hr/> <hr/> <hr/> <hr/> <hr/> <hr/>
	<p>11 エリア状況</p> <hr/> <p>⑥ 解体ラック等</p> <hr/> <p>・空ペール缶 6本</p> <hr/> <p>・ラック 6個</p> <hr/> <hr/> <hr/> <hr/> <hr/> <hr/>
	<p>12 エリア状況</p> <hr/> <p>水防堤</p> <hr/> <hr/> <hr/> <hr/> <hr/> <hr/>

ポリ塩化ビフェニル廃棄物等の保管及び処分状況等届出書（保管事業者及び所有事業者用）

令和 6 年 6 月 14 日

金沢市長 殿

届出者

住 所 石川県金沢市乙丸町無番地

氏 名 西日本旅客鉄道株式会社 金沢支社
金沢車両区 区長 安本 俊之

電話番号 080-9705-8182

ポリ塩化ビフェニル廃棄物の適正な処理の推進に関する特別措置法第8条第1項（法第15条及び第19条において読み替えて準用する場合を含む。）の規定に基づき、令和 5 年度のポリ塩化ビフェニル廃棄物等の保管及び処分の状況等を届け出ます。

1. ポリ塩化ビフェニル廃棄物について

保管事業場の名称	西日本旅客鉄道株式会社 金沢支社 金沢車両区		
保管事業場の所在地	石川県金沢市乙丸町無番地		
特別管理産業廃棄物管理責任者の職名及び氏名	車両管理係 助田 浩二	電話番号	080-9705-8182
保管の場所	石川県金沢市乙丸町無番地		

①前年度の3月31日に保管していたポリ塩化ビフェニル廃棄物

番号	廃棄物の種類	廃棄物の型式等					処分予定年月	量		濃度区分	保管の状況				処理業者との調整状況	参考事項
		定格容量	製造者名	型式	製造年月	表示記号等		台数又は容器の数	総重量 (1台当たり重量×台数)		容器の性状	囲い等の有無	分別・混在の別	漏れ等のおそれ		
2023-C1	コンデンサー (3kg未満)	100 VA	二井蓄電 器株式会 社	MSLB- 3A12-B- 150			R6.12	2 個	3.0 kg	低濃度	ペール缶	囲い無、 掲示有	混在	なし		

2023-C2	コンデンサー (3kg未満)	200 VA	二井蓄電 器株式会 社	MSB-3A10- 4-50			R6.12	1 個	2.5 kg	低濃度	ペール缶	囲い無、 掲示有	混在	なし		
2023-C3	コンデンサー (3kg未満)	250 VA	二井蓄電 器株式会 社	MS-4V-2- 10			R6.12	2 個	1.0 kg	低濃度	ペール缶	囲い無、 掲示有	混在	なし		
2023-C4	コンデンサー (3kg未満)	350 VA	二井蓄電 器株式会 社	MA-B1W-4- 0.5			R6.12	5 個	1.0 kg	低濃度	ペール缶	囲い無、 掲示有	混在	なし		
2023-C5	コンデンサー (3kg未満)	1000 VA	ニチコン	CP701A3A1 05V			R6.12	3 個	1.0 kg	低濃度	ペール缶	囲い無、 掲示有	混在	なし		

(日本産業規格 A列4番)

(第4面)

③前年度中に他の事業場又は他の事業者の事業場において所有することとなった高濃度ポリ塩化ビフェニル使用製品

番号	製品の種類	製品の型式等					量		所有終了 年月日	所有終了 理由	移動先の所在の場所並びに事業者 又は事業場の名称及び所在地	参考事項
		定格 容量	製造者名	型式	製造年月	表示記号 等	台数又は 容器の数	総重量 (1台あたり 重量×台数)				
	該当なし											

- 備考
- この届出書は、ポリ塩化ビフェニル廃棄物の保管又はポリ塩化ビフェニル使用製品の所有に係る事業場ごとに作成し、毎年度6月30日までに提出すること。
 - 届出者や事業場に関する情報に変更があった場合には、速やかに都道府県知事に連絡すること。
 - 「保管事業場の名称」及び「保管事業場の所在地」の欄には、ポリ塩化ビフェニル廃棄物の保管の場所に係る事業場を記入すること。また、「所在事業場の名称」及び「所在事業場の所在地」の欄には、ポリ塩化ビフェニル使用製品の所在の場所に係る事業場を記入すること。
 - 「番号」の欄には、それぞれ先頭に「前年度の元号数-」を加えた整理番号（平成28年度の保管状況を届け出る場合の例：28-001）を付すこと。なお、前回までの届出において既に当該事業場における番号が付されているものについては、引き続きその番号を記入すること。
 - 「廃棄物の種類」及び「製品の種類」の欄には、記入要領に沿って、その名称を具体的に記入すること。
 - 「廃棄物の型式等」及び「製品の型式等」の欄には、変圧器（トランス）等の銘板に記載されている「定格容量」、「製造者名」、「型式」、「製造年月」及び「表示記号等」を記入すること。なお、「表示記号等」については、記入要領に沿って、その名称を具体的に記入すること（例：不燃性油）。
 - 「処分予定年月」の欄には、高濃度ポリ塩化ビフェニル廃棄物を自ら処分し、又は他人に委託することを予定している年月を記入すること。低濃度ポリ塩化ビフェニル廃棄物については記入しなくて構わない。
 - 「量」の欄のうち、「台数又は容器の数」の欄には、ポリ塩化ビフェニルを使用する電気機器については台数（個数）を、その他のものについては保管している容器の数（缶数等）を、それぞれ単位とともに記入すること。ただし、電気機器であっても、小型のものを容器にまとめて保管している場合であって台数（個数）を把握することができないときは、保管している容器の数（缶数等）を単位とともに記入すること。
 - 「量」の欄のうち、「総重量」の欄には、ポリ塩化ビフェニルを使用する電気機器については、1台当たりの重量に台数（個数）を掛けた重量を記載すること。その他のものについては、容器込みでの重量を記載すること。
 - 「濃度区分」の欄には、「高濃度」、「低濃度」又は「不明」のうち該当するものを記入すること。なお、「高濃度」とは高濃度ポリ塩化ビフェニル廃棄物又は高濃度ポリ塩化ビフェニル使用製品の略称、「低濃度」とは高濃度ポリ塩化ビフェニル廃棄物以外のポリ塩化ビフェニル廃棄物又は高濃度ポリ塩化ビフェニル使用製品以外のポリ塩化ビフェニル使用製品の略称である。
 - 「保管の状況」として、新たにポリ塩化ビフェニル廃棄物の保管の状況を届け出る場合や、既に届け出たポリ塩化ビフェニル廃棄物の保管の状況に変更があった場合には、保管しているポリ塩化ビフェニル廃棄物の保管状況の分かる写真を本届出に添付すること。
 - 「保管の状況」の欄のうち、「容器の性状」の欄には、ポリ塩化ビフェニル廃棄物を保管している容器の有無、容器がある場合にはその種類を具体的に記入すること（例：「ドラム缶」、「なし」）。
 - 「保管の状況」の欄のうち、「囲い等の有無」の欄には、ポリ塩化ビフェニル廃棄物を保管している場所の周囲の囲いの有無及び保管に係る掲示板の有無を記入すること。
 - 「保管の状況」の欄のうち、「分別・混在の別」の欄には、他の物品と分別して保管しているか混在して保管しているかの別を記入すること。
 - 「保管の状況」の欄のうち、「漏れ等のおそれ」の欄には、保管中のポリ塩化ビフェニル廃棄物が漏れたりこぼれ落ちたりするおそれの有無を記入すること。

(第5面)

16. 「処分業者との調整状況」の欄には、高濃度ポリ塩化ビフェニル廃棄物及び高濃度ポリ塩化ビフェニル使用製品に係る処分業者との委託契約の締結状況等を記入すること。低濃度ポリ塩化ビフェニル廃棄物については記載しなくて構わない。
17. 「参考事項」の欄には、その他保管の状況等を把握する上で参考となる事項を記入すること（例：「屋内で保管」、「絶縁油を抜いたもの」、「PCB濃度△mg/kg」、「今後分析予定」）。なお、保管の場所や所在の場所が複数存在する場合は、各廃棄物及び製品について、その保管の場所又は所在の場所をそれぞれ特定して記載すること。
18. 「保管開始理由」及び「所有開始理由」の欄には、「他の事業場から移動」、「譲受け」及び「承継」のいずれかを記入すること。
19. 「保管終了理由」及び「所有終了理由」の欄には、「他の事業場に移動」、「譲渡し」及び「承継」のいずれかを記入すること。
20. 「処分年月日」の欄には、実際にポリ塩化ビフェニル廃棄物の処分が終了した日を記入すること。
21. 「処分後の廃棄物の種類及び処分先」の欄には、ポリ塩化ビフェニル廃棄物を処分した後に生じた廃棄物の種類及び処分先を記入すること。
22. 「①前年度の3月31日に使用していたポリ塩化ビフェニル使用製品（高濃度ポリ塩化ビフェニル使用電気工作物を除く。）」の表は、高濃度ポリ塩化ビフェニル使用製品以外のポリ塩化ビフェニル使用製品については、ポリ塩化ビフェニル廃棄物の保管事業者が、本施行規則第9条第1項第5号又は第20条第1項第5号の規定に基づき、記載するものである。
23. 「高濃度ポリ塩化ビフェニル使用電気工作物」とは、電気事業法（昭和39年法律第170号）第2条第1項第18号に規定する電気工作物である高濃度ポリ塩化ビフェニル使用製品をいう。
24. この届出書において、「廃棄」とは、ポリ塩化ビフェニル使用製品の使用を止め、廃棄物とすることをいう。
25. 「廃棄予定年月」の欄には、高濃度ポリ塩化ビフェニル使用製品を廃棄することを予定している年月を記入すること。低濃度ポリ塩化ビフェニル使用製品については記載しなくて構わない。
26. この届出に係るポリ塩化ビフェニル廃棄物の処分についての産業廃棄物管理票の写し（廃棄物処理法第12条の3第4項又は第12条の5第5項の規定による送付を受けた産業廃棄物管理票の写しをいう。以下同じ。）を複写機によりA3判以下の大きさの用紙に複写したものを添付すること。なお、電子情報処理組織を使用するためこれらの書類を添付することができない場合は、当該これらの書類に代えて、当該これらの書類に記載される事項に相当する事項を記録した電磁的記録をA3判以下の大きさの用紙に出力したものを添付すること。ただし、6月30日において、産業廃棄物管理票の写しの送付又は廃棄物処理法第12条の5第4項の規定による通知を受けていないため添付すべき書類を添付することができないときは、その産業廃棄物管理票の写しの送付のあった日又はその通知のあった日から10日以内に提出すること。
27. その他環境大臣が定める書類及び都道府県知事が必要と認める書類を添付すること。
28. 都道府県知事が定める部数を提出すること。



ポリ塩化ビフェニル廃棄物等の保管及び処分状況等届出書（保管事業者及び所有事業者用）

2024年5月22日

金沢市長 殿

届出者

住所 石川県金沢市元菊町68-2
西日本旅客鉄道株式会社 金沢支社
氏名 金沢土木技術センター 所長 長谷川 智
電話番号 080-7031-9697

ポリ塩化ビフェニル廃棄物の適正な処理の推進に関する特別措置法第8条第1項（法第15条及び第19条において読み替えて準用する場合を含む。）の規定に基づき、令和5年度のポリ塩化ビフェニル廃棄物等の保管及び処分の状況等を届け出ます。

1. ポリ塩化ビフェニル廃棄物について

保管事業場の名称	西日本旅客鉄道株式会社 金沢支社 金沢土木技術センター				
保管事業場の所在地	石川県金沢市元菊町68-2				
特別管理産業廃棄物管理責任者の職名及び氏名	金沢土木技術センター 施設管理係 安念 遥紀			電話番号	080-7031-9697
保管の場所	石川県金沢市元菊町68-2				

①前年度の3月31日に保管していたポリ塩化ビフェニル廃棄物

番号	廃棄物の種類	廃棄物の型式等					処分予定年月	量		濃度区分	保管の状況				処理業者との調整状況	参考事項
		定格容量	製造者名	型式	製造年月	表示記号等		台数又は容器の数	総重量 (1台当たり重量×台数)		容器の性状	囲い等の有無	分別・混在の別	漏れ等のおそれ		
4-001	塗膜くず							12缶	148.0kg	低濃度	ペール缶	囲い有、 掲示有	分別	なし		PCB濃度 1.7mg/kg

(第4面)

③前年度中に他の事業場又は他の事業者の事業場において所有することとなった高濃度ポリ塩化ビフェニル使用製品

番号	製品の種類	製品の型式等					量		所有終了 年月日	所有終了 理由	移動先の所在の場所並びに事業者 又は事業場の名称及び所在地	参考事項
		定格 容量	製造者名	型式	製造年月	表示記号 等	台数又は 容器の数	総重量 (1台あたり 重量×台数)				
	該当なし											

- 備考
- この届出書は、ポリ塩化ビフェニル廃棄物の保管又はポリ塩化ビフェニル使用製品の所有に係る事業場ごとに作成し、毎年度6月30日までに提出すること。
 - 届出者や事業場に関する情報に変更があった場合には、速やかに都道府県知事に連絡すること。
 - 「保管事業場の名称」及び「保管事業場の所在地」の欄には、ポリ塩化ビフェニル廃棄物の保管の場所に係る事業場を記入すること。また、「所在事業場の名称」及び「所在事業場の所在地」の欄には、ポリ塩化ビフェニル使用製品の所在の場所に係る事業場を記入すること。
 - 「番号」の欄には、それぞれ先頭に「前年度の元号数-」を加えた整理番号（平成28年度の保管状況を届け出る場合の例：28-001）を付すこと。なお、前回までの届出において既に当該事業場における番号が付されているものについては、引き続きその番号を記入すること。
 - 「廃棄物の種類」及び「製品の種類」の欄には、記入要領に沿って、その名称を具体的に記入すること。
 - 「廃棄物の型式等」及び「製品の型式等」の欄には、変圧器（トランス）等の銘板に記載されている「定格容量」、「製造者名」、「型式」、「製造年月」及び「表示記号等」を記入すること。なお、「表示記号等」については、記入要領に沿って、その名称を具体的に記入すること（例：不燃性油）。
 - 「処分予定年月」の欄には、高濃度ポリ塩化ビフェニル廃棄物を自ら処分し、又は他人に委託することを予定している年月を記入すること。低濃度ポリ塩化ビフェニル廃棄物については記入しなくて構わない。
 - 「量」の欄のうち、「台数又は容器の数」の欄には、ポリ塩化ビフェニルを使用する電気機器については台数（個数）を、その他のものについては保管している容器の数（缶数等）を、それぞれ単位とともに記入すること。ただし、電気機器であっても、小型のものを容器にまとめて保管している場合であって台数（個数）を把握することができないときは、保管している容器の数（缶数等）を単位とともに記入すること。
 - 「量」の欄のうち、「総重量」の欄には、ポリ塩化ビフェニルを使用する電気機器については、1台当たりの重量に台数（個数）を掛けた重量を記載すること。その他のものについては、容器込みでの重量を記載すること。
 - 「濃度区分」の欄には、「高濃度」、「低濃度」又は「不明」のうち該当するものを記入すること。なお、「高濃度」とは高濃度ポリ塩化ビフェニル廃棄物又は高濃度ポリ塩化ビフェニル使用製品の略称、「低濃度」とは高濃度ポリ塩化ビフェニル廃棄物以外のポリ塩化ビフェニル廃棄物又は高濃度ポリ塩化ビフェニル使用製品以外のポリ塩化ビフェニル使用製品の略称である。
 - 「保管の状況」として、新たにポリ塩化ビフェニル廃棄物の保管の状況を届け出る場合や、既に届け出たポリ塩化ビフェニル廃棄物の保管の状況に変更があった場合には、保管しているポリ塩化ビフェニル廃棄物の保管状況の分かる写真を本届出に添付すること。
 - 「保管の状況」の欄のうち、「容器の性状」の欄には、ポリ塩化ビフェニル廃棄物を保管している容器の有無、容器がある場合にはその種類を具体的に記入すること（例：「ドラム缶」、「なし」）。
 - 「保管の状況」の欄のうち、「囲い等の有無」の欄には、ポリ塩化ビフェニル廃棄物を保管している場所の周囲の囲いの有無及び保管に係る掲示板の有無を記入すること。
 - 「保管の状況」の欄のうち、「分別・混在の別」の欄には、他の物品と分別して保管しているか混在して保管しているかの別を記入すること。
 - 「保管の状況」の欄のうち、「漏れ等のおそれ」の欄には、保管中のポリ塩化ビフェニル廃棄物が漏れたりこぼれ落ちたりするおそれの有無を記入すること。

(第5面)

16. 「処分業者との調整状況」の欄には、高濃度ポリ塩化ビフェニル廃棄物及び高濃度ポリ塩化ビフェニル使用製品に係る処分業者との委託契約の締結状況等を記入すること。低濃度ポリ塩化ビフェニル廃棄物については記載しなくて構わない。
17. 「参考事項」の欄には、その他保管の状況等を把握する上で参考となる事項を記入すること（例：「屋内で保管」、「絶縁油を抜いたもの」、「PCB濃度△mg/kg」、「今後分析予定」）。なお、保管の場所や所在の場所が複数存在する場合は、各廃棄物及び製品について、その保管の場所又は所在の場所をそれぞれ特定して記載すること。
18. 「保管開始理由」及び「所有開始理由」の欄には、「他の事業場から移動」、「譲受け」及び「承継」のいずれかを記入すること。
19. 「保管終了理由」及び「所有終了理由」の欄には、「他の事業場に移動」、「譲渡し」及び「承継」のいずれかを記入すること。
20. 「処分年月日」の欄には、実際にポリ塩化ビフェニル廃棄物の処分が終了した日を記入すること。
21. 「処分後の廃棄物の種類及び処分先」の欄には、ポリ塩化ビフェニル廃棄物を処分した後に生じた廃棄物の種類及び処分先を記入すること。
22. 「①前年度の3月31日に使用していたポリ塩化ビフェニル使用製品（高濃度ポリ塩化ビフェニル使用電気工作物を除く。）」の表は、高濃度ポリ塩化ビフェニル使用製品以外のポリ塩化ビフェニル使用製品については、ポリ塩化ビフェニル廃棄物の保管事業者が、本施行規則第9条第1項第5号又は第20条第1項第5号の規定に基づき、記載するものである。
23. 「高濃度ポリ塩化ビフェニル使用電気工作物」とは、電気事業法（昭和39年法律第170号）第2条第1項第18号に規定する電気工作物である高濃度ポリ塩化ビフェニル使用製品をいう。
24. この届出書において、「廃棄」とは、ポリ塩化ビフェニル使用製品の使用を止め、廃棄物とすることをいう。
25. 「廃棄予定年月」の欄には、高濃度ポリ塩化ビフェニル使用製品を廃棄することを予定している年月を記入すること。低濃度ポリ塩化ビフェニル使用製品については記載しなくて構わない。
26. この届出に係るポリ塩化ビフェニル廃棄物の処分についての産業廃棄物管理票の写し（廃棄物処理法第12条の3第4項又は第12条の5第5項の規定による送付を受けた産業廃棄物管理票の写しをいう。以下同じ。）を複写機によりA3判以下の大きさの用紙に複写したものを添付すること。なお、電子情報処理組織を使用するためこれらの書類を添付することができない場合は、当該これらの書類に代えて、当該これらの書類に記載される事項に相当する事項を記録した電磁的記録をA3判以下の大きさの用紙に出力したものを添付すること。ただし、6月30日において、産業廃棄物管理票の写しの送付又は廃棄物処理法第12条の5第4項の規定による通知を受けていないため添付すべき書類を添付することができないときは、その産業廃棄物管理票の写しの送付のあった日又はその通知のあった日から10日以内に提出すること。
27. その他環境大臣が定める書類及び都道府県知事が必要と認める書類を添付すること。
28. 都道府県知事が定める部数を提出すること。

ポリ塩化ビフェニル廃棄物等の保管及び処分状況等届出書（保管事業者及び所有事業者用）

令和 6 年 8 月 7 日

金沢市長 殿

届出者

住 所 大阪市北区芝田二丁目4番24号

氏 名 西日本旅客鉄道株式会社 代表取締役社長 長谷川 一明
（法人にあつては、名称及び代表者の氏名）

電話番号 06-6375-8964

ポリ塩化ビフェニル廃棄物の適正な処理の推進に関する特別措置法第8条第1項（法第15条及び第19条において読み替えて準用する場合を含む。）の規定に基づき、令和 6 年度のポリ塩化ビフェニル廃棄物等の保管及び処分の状況等を届け出ます。

1. ポリ塩化ビフェニル廃棄物について

保管事業場の名称	西日本旅客鉄道株式会社 金沢支社 電気課				
保管事業場の所在地	石川県金沢市広岡3丁目3-77				
特別管理産業廃棄物管理責任者の職名及び氏名	課長代理 畠中 秀彰			電話番号	076-254-3027
保管の場所	石川県金沢市元菊町1-14				

①前年度の3月31日に保管していたポリ塩化ビフェニル廃棄物

番号	廃棄物の種類	廃棄物の型式等					処分予定年月	量		濃度区分	保管の状況				処理業者との調整状況	参考事項
		定格容量	製造者名	型式	製造年月	表示記号等		台数又は容器の数	総重量 (1台当たり重量×台数)		容器の性状	囲い等の有無	分別・混在の別	漏れ等のおそれ		
2023-4	変圧器油（トランス油）		富士電機株	鉱油	1990年	不燃(性)油	2025.9	1個	120.0kg	低濃度	ドラム缶	囲い有、 掲示有	分別	なし	調整中	

2023-5	蛍光灯用安定器	不明	アイデン工業(株)	不明	S34.3	不明	2025.9	1個	4.5 k g	高濃度	ペール缶	囲い有、 掲示有	分別	なし	調整中	
2023-6	ウエス		不明		不明		2025.9	1個	3.33 k g	低濃度	プラスチック容器	囲い有、 掲示有	分別	なし	調整中	
2023-7	ウエス		不明		不明		2025.9	1個	1.4 k g	低濃度	プラスチック容器	囲い有、 掲示有	分別	なし	調整中	

(日本産業規格 A列4番)

(第4面)

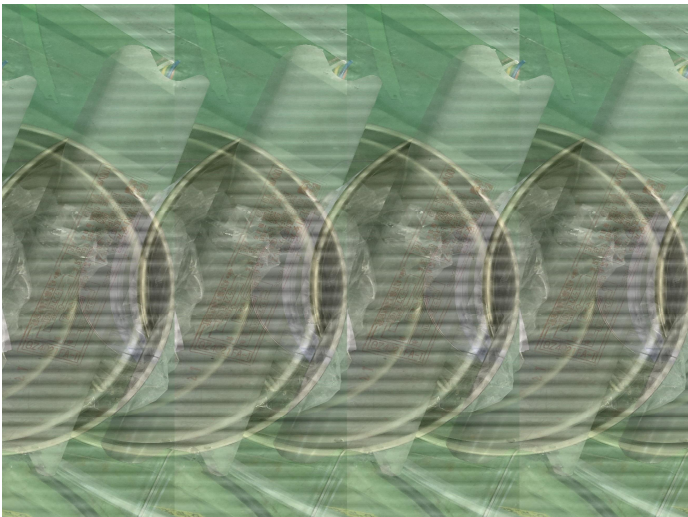
③前年度中に他の事業場又は他の事業者の事業場において所有することとなった高濃度ポリ塩化ビフェニル使用製品

番号	製品の種類	製品の型式等					量		所有終了年月日	所有終了理由	移動先の所在の場所並びに事業者又は事業場の名称及び所在地	参考事項
		定格容量	製造者名	型式	製造年月	表示記号等	台数又は容器の数	総重量 (1台あたり重量×台数)				

- 備考
- この届出書は、ポリ塩化ビフェニル廃棄物の保管又はポリ塩化ビフェニル使用製品の所有に係る事業場ごとに作成し、毎年度6月30日までに提出すること。
 - 届出者や事業場に関する情報に変更があった場合には、速やかに都道府県知事に連絡すること。
 - 「保管事業場の名称」及び「保管事業場の所在地」の欄には、ポリ塩化ビフェニル廃棄物の保管の場所に係る事業場を記入すること。また、「所在事業場の名称」及び「所在事業場の所在地」の欄には、ポリ塩化ビフェニル使用製品の所在の場所に係る事業場を記入すること。
 - 「番号」の欄には、それぞれ先頭に「前年度の元号数-」を加えた整理番号（平成28年度の保管状況を届け出る場合の例：28-001）を付すこと。なお、前回までの届出において既に当該事業場における番号が付されているものについては、引き続きその番号を記入すること。
 - 「廃棄物の種類」及び「製品の種類」の欄には、記入要領に沿って、その名称を具体的に記入すること。
 - 「廃棄物の型式等」及び「製品の型式等」の欄には、変圧器（トランス）等の銘板に記載されている「定格容量」、「製造者名」、「型式」、「製造年月」及び「表示記号等」を記入すること。なお、「表示記号等」については、記入要領に沿って、その名称を具体的に記入すること（例：不燃性油）。
 - 「処分予定年月」の欄には、高濃度ポリ塩化ビフェニル廃棄物を自ら処分し、又は他人に委託することを予定している年月を記入すること。低濃度ポリ塩化ビフェニル廃棄物については記入しなくて構わない。
 - 「量」の欄のうち、「台数又は容器の数」の欄には、ポリ塩化ビフェニルを使用する電気機器については台数（個数）を、その他のものについては保管している容器の数（缶数等）を、それぞれ単位とともに記入すること。ただし、電気機器であっても、小型のものを容器にまとめて保管している場合であって台数（個数）を把握することができないときは、保管している容器の数（缶数等）を単位とともに記入すること。
 - 「量」の欄のうち、「総重量」の欄には、ポリ塩化ビフェニルを使用する電気機器については、1台当たりの重量に台数（個数）を掛けた重量を記載すること。その他のものについては、容器込みでの重量を記載すること。
 - 「濃度区分」の欄には、「高濃度」、「低濃度」又は「不明」のうち該当するものを記入すること。なお、「高濃度」とは高濃度ポリ塩化ビフェニル廃棄物又は高濃度ポリ塩化ビフェニル使用製品の略称、「低濃度」とは高濃度ポリ塩化ビフェニル廃棄物以外のポリ塩化ビフェニル廃棄物又は高濃度ポリ塩化ビフェニル使用製品以外のポリ塩化ビフェニル使用製品の略称である。
 - 「保管の状況」として、新たにポリ塩化ビフェニル廃棄物の保管の状況を届け出る場合や、既に届け出たポリ塩化ビフェニル廃棄物の保管の状況に変更があった場合には、保管しているポリ塩化ビフェニル廃棄物の保管状況の分かる写真を本届出に添付すること。
 - 「保管の状況」の欄のうち、「容器の性状」の欄には、ポリ塩化ビフェニル廃棄物を保管している容器の有無、容器がある場合にはその種類を具体的に記入すること（例：「ドラム缶」、「なし」）。
 - 「保管の状況」の欄のうち、「囲い等の有無」の欄には、ポリ塩化ビフェニル廃棄物を保管している場所の周囲の囲いの有無及び保管に係る掲示板の有無を記入すること。
 - 「保管の状況」の欄のうち、「分別・混在の別」の欄には、他の物品と分別して保管しているか混在して保管しているかの別を記入すること。
 - 「保管の状況」の欄のうち、「漏れ等のおそれ」の欄には、保管中のポリ塩化ビフェニル廃棄物が漏れたりこぼれ落ちたりするおそれの有無を記入すること。

(第5面)

16. 「処分業者との調整状況」の欄には、高濃度ポリ塩化ビフェニル廃棄物及び高濃度ポリ塩化ビフェニル使用製品に係る処分業者との委託契約の締結状況等を記入すること。低濃度ポリ塩化ビフェニル廃棄物については記載しなくて構わない。
17. 「参考事項」の欄には、その他保管の状況等を把握する上で参考となる事項を記入すること（例：「屋内で保管」、「絶縁油を抜いたもの」、「PCB濃度△mg/kg」、「今後分析予定」）。なお、保管の場所や所在の場所が複数存在する場合は、各廃棄物及び製品について、その保管の場所又は所在の場所をそれぞれ特定して記載すること。
18. 「保管開始理由」及び「所有開始理由」の欄には、「他の事業場から移動」、「譲受け」及び「承継」のいずれかを記入すること。
19. 「保管終了理由」及び「所有終了理由」の欄には、「他の事業場に移動」、「譲渡し」及び「承継」のいずれかを記入すること。
20. 「処分年月日」の欄には、実際にポリ塩化ビフェニル廃棄物の処分が終了した日を記入すること。
21. 「処分後の廃棄物の種類及び処分先」の欄には、ポリ塩化ビフェニル廃棄物を処分した後に生じた廃棄物の種類及び処分先を記入すること。
22. 「①前年度の3月31日に使用していたポリ塩化ビフェニル使用製品（高濃度ポリ塩化ビフェニル使用電気工作物を除く。）」の表は、高濃度ポリ塩化ビフェニル使用製品以外のポリ塩化ビフェニル使用製品については、ポリ塩化ビフェニル廃棄物の保管事業者が、本施行規則第9条第1項第5号又は第20条第1項第5号の規定に基づき、記載するものである。
23. 「高濃度ポリ塩化ビフェニル使用電気工作物」とは、電気事業法（昭和39年法律第170号）第2条第1項第18号に規定する電気工作物である高濃度ポリ塩化ビフェニル使用製品をいう。
24. この届出書において、「廃棄」とは、ポリ塩化ビフェニル使用製品の使用を止め、廃棄物とすることをいう。
25. 「廃棄予定年月」の欄には、高濃度ポリ塩化ビフェニル使用製品を廃棄することを予定している年月を記入すること。低濃度ポリ塩化ビフェニル使用製品については記載しなくて構わない。
26. この届出に係るポリ塩化ビフェニル廃棄物の処分についての産業廃棄物管理票の写し（廃棄物処理法第12条の3第4項又は第12条の5第5項の規定による送付を受けた産業廃棄物管理票の写しをいう。以下同じ。）を複写機によりA3判以下の大きさの用紙に複写したものを添付すること。なお、電子情報処理組織を使用するためこれらの書類を添付することができない場合は、当該これらの書類に代えて、当該これらの書類に記載される事項に相当する事項を記録した電磁的記録をA3判以下の大きさの用紙に出力したものを添付すること。ただし、6月30日において、産業廃棄物管理票の写しの送付又は廃棄物処理法第12条の5第4項の規定による通知を受けていないため添付すべき書類を添付することができないときは、その産業廃棄物管理票の写しの送付のあった日又はその通知のあった日から10日以内に提出すること。
27. その他環境大臣が定める書類及び都道府県知事が必要と認める書類を添付すること。
28. 都道府県知事が定める部数を提出すること。



ポリ塩化ビフェニル廃棄物等の保管及び処分状況等届出書（保管事業者及び所有事業者用）

令和 6 年 5 月 28 日

金沢市長 殿

届出者

住 所 大阪市北区芝田二丁目4番24号

氏 名 西日本旅客鉄道株式会社 代表取締役社長 長谷川 一明
（法人にあっては、名称及び代表者の氏名）

電話番号 06-6375-8964

ポリ塩化ビフェニル廃棄物の適正な処理の推進に関する特別措置法第8条第1項（法第15条及び第19条において読み替えて準用する場合を含む。）の規定に基づき、令和 5 年度のポリ塩化ビフェニル廃棄物等の保管及び処分の状況等を届け出ます。

1. ポリ塩化ビフェニル廃棄物について

保管事業場の名称	西日本旅客鉄道株式会社 金沢支社 電気課		
保管事業場の所在地	石川県金沢市広岡3丁目3-77		
特別管理産業廃棄物管理責任者の職名及び氏名	課長代理 渡部 龍典	電話番号	076-254-3027
保管の場所	石川県金沢市元菊町1-14		

①前年度の3月31日に保管していたポリ塩化ビフェニル廃棄物

番号	廃棄物の種類	廃棄物の型式等					処分予定年月	量		濃度区分	保管の状況				処理業者との調整状況	参考事項
		定格容量	製造者名	型式	製造年月	表示記号等		台数又は容器の数	総重量 (1台当たり重量×台数)		容器の性状	囲い等の有無	分別・混在の別	漏れ等のおそれ		
2023-4	変圧器油（トランス油）		富士電機	不明	1990年	不燃(性)油	R7.4	1 個	120.0 kg	低濃度	ドラム缶	囲い有、 標示有	分別	なし	調整中	
2023-5	蛍光灯用安定器	不明	アイデン工業㈱	不明	S34.3	不明	R7.4	1 個	4.5 kg	高濃度	一斗缶	囲い有、 標示有	分別	なし	調整中	(2023.4.3報告時 2023-1としていた が、今回番号変 更)
2023-6	ウエス		不明		不明		R7.4	1 個	3.3 kg	低濃度	プラス チック容 器	囲い有、 標示有	分別	なし	調整中	防護服含む (2023.4.3報告時 2023-2としていた が、今回番号変 更)
2023-7	ウエス		不明		不明		R7.4	1 個	1.4 kg	低濃度	プラス チック容 器	囲い有、 標示有	分別	なし	調整中	採油容器含む (2023.4.3報告時 2023-3としていた が、今回番号変 更)

(第2面)

②前年度中に新たに保管することとなったポリ塩化ビフェニル廃棄物

番号	廃棄物の種類	廃棄物の型式等					量		濃度区分	保管開始年月日	保管開始理由	参考事項
		定格容量	製造者名	型式	製造年月	表示記号等	台数又は容器の数	総重量 (1台当たり重量×台数)				
2023-4	変圧器油 (トランス油)		富士電機株	鉱油	1990年	不燃(性)油	1 個	120 kg	低濃度	2024. 3. 28	他の事業場から移動	
2023-5	蛍光灯用安定器	不明	アイデン工業(株)	不明	S34. 3	不明	1 個	4. 5 kg	高濃度	2024. 3. 28	他の事業場から移動	(2023. 4. 3報告時2023-1としていたが、今回番号変更)
2023-6	ウエス		不明		不明		1 個	3. 33 kg	低濃度	2024. 3. 28	他の事業場から移動	防護服含む(2023. 4. 3報告時2023-2としていたが、今回番号変更)
2023-7	ウエス		不明		不明		1 個	1. 42 kg	低濃度	2024. 3. 28	他の事業場から移動	採油容器含む(2023. 4. 3報告時2023-3としていたが、今回番号変更)

③前年度中に他の事業場又は他の事業者の事業場において保管することとなったポリ塩化ビフェニル廃棄物 (④の場合を除く。)

番号	廃棄物の種類	廃棄物の型式等					量		濃度区分	保管終了年月日	保管終了理由	移動先の保管の場所並びに事業者又は事業場の名称及び所在地	参考事項
		定格容量	製造者名	型式	製造年月	表示記号等	台数又は容器の数	総重量 (1台当たり重量×台数)					

④前年度中に自ら処分し、又は処分を委託したポリ塩化ビフェニル廃棄物

番号	廃棄物の種類	廃棄物の型式等					量		濃度区分	自ら処分した場合		処分を委託した場合		参考事項	
		定格容量	製造者名	型式	製造年月	表示記号等	台数又は容器の数	総重量 (1台当たり重量×台数)		処分年月日	処分後の廃棄物の種類及び処分先	処分委託年月日	処分受託者の名称		処分年月日
2020-002	変圧器 (トランス)	30 VA	北陸電機製造	FHB-S0	1989	不明	1 個	180. 0 台	低濃度			2023. 8. 31	(株) 富山環境整備	2023. 10. 1	
2020-004	変圧器 (トランス)	10 VA	北陸電機製造	FHC-E0	1989	不明	1 個	76. 0 台	低濃度			2023. 8. 31	(株) 富山環境整備	2023. 10. 1	

2020-005	変圧器（トランス）	10 VA	北陸電機製造	FHC-E0	不明	不明	1 個	71.0 台	低濃度			2023. 8. 31	(株) 富山環境整備	2023. 10. 1
2020-006	変圧器（トランス）	20 VA	北陸電機製造	FHB-S0	1986	不明	1 個	93.0 台	低濃度			2023. 8. 31	(株) 富山環境整備	2023. 10. 1
2021-049	変圧器（トランス）	75 VA	北陸電機製造	FH75T6-75S	1975	不明	1 個	460.0 台	低濃度			2023. 8. 31	(株) 富山環境整備	2023. 10. 1
2022-032	その他電気機械器具		不明	不明	不明	不明	1 個	10.0 缶	低濃度			2023. 8. 31	(株) 富山環境整備	2023. 10. 1
2022-033	その他電気機械器具		不明	不明	不明	不明	1 個	10.0 缶	低濃度			2023. 8. 31	(株) 富山環境整備	2023. 10. 1
2021-130	ウエス		不明	不明	不明	不明	1 個	25.0 缶	低濃度			2023. 8. 31	(株) 富山環境整備	2023. 10. 1
2021-131	変圧器油（トランス油）		富士電機株式会社	鉱油	H2	不明	1 個	34.0 台	低濃度			2023. 8. 31	(株) 富山環境整備	2023. 10. 1
2022-031	変圧器油（トランス油）		不明	鉱油	不明	不明	1 個	120.0 缶	低濃度			2023. 8. 31	(株) 富山環境整備	2023. 10. 1
2023-003	その他		不明	鉱油	不明	不明	1 個	5.0 缶	低濃度			2023. 8. 31	(株) 富山環境整備	2023. 10. 1
2021-085	変圧器油（トランス油）		富士電機株式会社	鉱油	H2	不明	1 個	1.2 台	低濃度			2023. 8. 31	(株) 富山環境整備	2023. 10. 1
2021-086	変圧器油（トランス油）		富士電機株式会社	鉱油	H2	不明	1 個	0.0 台	低濃度			2023. 8. 31	(株) 富山環境整備	2023. 10. 1
2021-087	変圧器油（トランス油）		富士電機株式会社	鉱油	H2	不明	1 個	0.5 台	低濃度			2023. 8. 31	(株) 富山環境整備	2023. 10. 1
2021-088	変圧器油（トランス油）		富士電機株式会社	鉱油	H2	不明	1 個	0.0 台	低濃度			2023. 8. 31	(株) 富山環境整備	2023. 10. 1
2021-089	変圧器油（トランス油）		富士電機株式会社	鉱油	H2	不明	1 個	0.5 台	低濃度			2023. 8. 31	(株) 富山環境整備	2023. 10. 1
2021-090	変圧器油（トランス油）		富士電機株式会社	鉱油	H2	不明	1 個	0.0 台	低濃度			2023. 8. 31	(株) 富山環境整備	2023. 10. 1

2021-128	その他電気機械器具		富士電機株式会社	不明	不明	不明	1 個	20.000 台	低濃度			2023. 8. 31	(株) 富山環境整備	2023. 10. 1	
2021-129	その他電気機械器具		富士電機株式会社	不明	不明	不明	1 個	1.3 台	低濃度			2023. 8. 31	(株) 富山環境整備	2023. 10. 1	
2018-14	コンデンサー	300	日本コンデンサー	PSB-2300ST	S50	不明	2 台	7.0 kg	低濃度			2023. 8. 31	(株) 富山環境整備	2023. 10. 1	
2020-003	その他	不明	京三製作所	不明	S44. 2	不明	1 台	133.0 kg	低濃度			2023. 8. 31	(株) 富山環境整備	2023. 10. 1	
2023-001	その他	不明	不明	不明	不明	不明	1 台	10.0 kg	低濃度			2023. 8. 31	(株) 富山環境整備	2023. 10. 1	コンデンサの油が付着している為、清掃後機器の受け容器として搬出
2023-002	ウエス	不明	不明	不明	不明	不明	1 缶	10.0 kg	低濃度			2023. 8. 31	(株) 富山環境整備	2023. 10. 1	ウエス・吸着マット・分析作業発生時汚染物取納

(第4面)

③前年度中に他の事業場又は他の事業者の事業場において所有することとなった高濃度ポリ塩化ビフェニル使用製品

番号	製品の種類	製品の型式等					量		所有終了 年月日	所有終了 理由	移動先の所在の場所並びに事業者 又は事業場の名称及び所在地	参考事項
		定格 容量	製造者名	型式	製造年月	表示記号 等	台数又は 容器の数	総重量 (1台あたり 重量×台数)				

- 備考
- この届出書は、ポリ塩化ビフェニル廃棄物の保管又はポリ塩化ビフェニル使用製品の所有に係る事業場ごとに作成し、毎年度6月30日までに提出すること。
 - 届出者や事業場に関する情報に変更があった場合には、速やかに都道府県知事に連絡すること。
 - 「保管事業場の名称」及び「保管事業場の所在地」の欄には、ポリ塩化ビフェニル廃棄物の保管の場所に係る事業場を記入すること。また、「所在事業場の名称」及び「所在事業場の所在地」の欄には、ポリ塩化ビフェニル使用製品の所在の場所に係る事業場を記入すること。
 - 「番号」の欄には、それぞれ先頭に「前年度の元号数－」を加えた整理番号（平成28年度の保管状況を届け出る場合の例：28-001）を付すこと。なお、前回までの届出において既に当該事業場における番号が付されているものについては、引き続きその番号を記入すること。
 - 「廃棄物の種類」及び「製品の種類」の欄には、記入要領に沿って、その名称を具体的に記入すること。
 - 「廃棄物の型式等」及び「製品の型式等」の欄には、変圧器（トランス）等の銘板に記載されている「定格容量」、「製造者名」、「型式」、「製造年月」及び「表示記号等」を記入すること。なお、「表示記号等」については、記入要領に沿って、その名称を具体的に記入すること（例：不燃性油）。
 - 「処分予定年月」の欄には、高濃度ポリ塩化ビフェニル廃棄物を自ら処分し、又は他人に委託することを予定している年月を記入すること。低濃度ポリ塩化ビフェニル廃棄物については記入しなくて構わない。
 - 「量」の欄のうち、「台数又は容器の数」の欄には、ポリ塩化ビフェニルを使用する電気機器については台数（個数）を、その他のものについては保管している容器の数（缶数等）を、それぞれ単位とともに記入すること。ただし、電気機器であっても、小型のものを容器にまとめて保管している場合であって台数（個数）を把握することができないときは、保管している容器の数（缶数等）を単位とともに記入すること。
 - 「量」の欄のうち、「総重量」の欄には、ポリ塩化ビフェニルを使用する電気機器については、1台当たりの重量に台数（個数）を掛けた重量を記載すること。その他のものについては、容器込みでの重量を記載すること。
 - 「濃度区分」の欄には、「高濃度」、「低濃度」又は「不明」のうち該当するものを記入すること。なお、「高濃度」とは高濃度ポリ塩化ビフェニル廃棄物又は高濃度ポリ塩化ビフェニル使用製品の略称、「低濃度」とは高濃度ポリ塩化ビフェニル廃棄物以外のポリ塩化ビフェニル廃棄物又は高濃度ポリ塩化ビフェニル使用製品以外のポリ塩化ビフェニル使用製品の略称である。
 - 「保管の状況」として、新たにポリ塩化ビフェニル廃棄物の保管の状況を届け出る場合や、既に届け出たポリ塩化ビフェニル廃棄物の保管の状況に変更があった場合には、保管しているポリ塩化ビフェニル廃棄物の保管状況の分かる写真を本届出に添付すること。
 - 「保管の状況」の欄のうち、「容器の性状」の欄には、ポリ塩化ビフェニル廃棄物を保管している容器の有無、容器がある場合にはその種類を具体的に記入すること（例：「ドラム缶」、「なし」）。
 - 「保管の状況」の欄のうち、「囲い等の有無」の欄には、ポリ塩化ビフェニル廃棄物を保管している場所の周囲の囲いの有無及び保管に係る掲示板の有無を記入すること。
 - 「保管の状況」の欄のうち、「分別・混在の別」の欄には、他の物品と分別して保管しているか混在して保管しているかの別を記入すること。
 - 「保管の状況」の欄のうち、「漏れ等のおそれ」の欄には、保管中のポリ塩化ビフェニル廃棄物が漏れたりこぼれ落ちたりするおそれの有無を記入すること。

(第5面)

16. 「処分業者との調整状況」の欄には、高濃度ポリ塩化ビフェニル廃棄物及び高濃度ポリ塩化ビフェニル使用製品に係る処分業者との委託契約の締結状況等を記入すること。低濃度ポリ塩化ビフェニル廃棄物については記載しなくて構わない。
17. 「参考事項」の欄には、その他保管の状況等を把握する上で参考となる事項を記入すること（例：「屋内で保管」、「絶縁油を抜いたもの」、「PCB濃度△mg/kg」、「今後分析予定」）。なお、保管の場所や所在の場所が複数存在する場合は、各廃棄物及び製品について、その保管の場所又は所在の場所をそれぞれ特定して記載すること。
18. 「保管開始理由」及び「所有開始理由」の欄には、「他の事業場から移動」、「譲受け」及び「承継」のいずれかを記入すること。
19. 「保管終了理由」及び「所有終了理由」の欄には、「他の事業場に移動」、「譲渡し」及び「承継」のいずれかを記入すること。
20. 「処分年月日」の欄には、実際にポリ塩化ビフェニル廃棄物の処分が終了した日を記入すること。
21. 「処分後の廃棄物の種類及び処分先」の欄には、ポリ塩化ビフェニル廃棄物を処分した後に生じた廃棄物の種類及び処分先を記入すること。
22. 「①前年度の3月31日に使用していたポリ塩化ビフェニル使用製品（高濃度ポリ塩化ビフェニル使用電気工作物を除く。）」の表は、高濃度ポリ塩化ビフェニル使用製品以外のポリ塩化ビフェニル使用製品については、ポリ塩化ビフェニル廃棄物の保管事業者が、本施行規則第9条第1項第5号又は第20条第1項第5号の規定に基づき、記載するものである。
23. 「高濃度ポリ塩化ビフェニル使用電気工作物」とは、電気事業法（昭和39年法律第170号）第2条第1項第18号に規定する電気工作物である高濃度ポリ塩化ビフェニル使用製品をいう。
24. この届出書において、「廃棄」とは、ポリ塩化ビフェニル使用製品の使用を止め、廃棄物とすることをいう。
25. 「廃棄予定年月」の欄には、高濃度ポリ塩化ビフェニル使用製品を廃棄することを予定している年月を記入すること。低濃度ポリ塩化ビフェニル使用製品については記載しなくて構わない。
26. この届出に係るポリ塩化ビフェニル廃棄物の処分についての産業廃棄物管理票の写し（廃棄物処理法第12条の3第4項又は第12条の5第5項の規定による送付を受けた産業廃棄物管理票の写しをいう。以下同じ。）を複写機によりA3判以下の大きさの用紙に複写したものを添付すること。なお、電子情報処理組織を使用するためこれらの書類を添付することができない場合は、当該これらの書類に代えて、当該これらの書類に記載される事項に相当する事項を記録した電磁的記録をA3判以下の大きさの用紙に出力したものを添付すること。ただし、6月30日において、産業廃棄物管理票の写しの送付又は廃棄物処理法第12条の5第4項の規定による通知を受けていないため添付すべき書類を添付することができないときは、その産業廃棄物管理票の写しの送付のあった日又はその通知のあった日から10日以内に提出すること。
27. その他環境大臣が定める書類及び都道府県知事が必要と認める書類を添付すること。
28. 都道府県知事が定める部数を提出すること。

分析結果報告書

品名 絶縁油中PCB

計量証明事業登録 濃度：第 516号
騒音：第 6302号 振動：第 振7号
建築物飲料水水质検査業 県 12水第 312号
作業環境測定機関登録 第 16-6号
ダイヤモンドエンジニアリング株式会社

御依頼されました上記検体に係る
分析結果を次の通り報告します。

検体入手日：平成 16年 9月 14日
採油者：先方

分析事業所
〒937-0068 富山県魚津市本新751
TEL (0765) 24-3521
FAX (0765) 24-3580



試料名	分析対象	PCB (mg/kg)
J R 七尾線 能瀬変電所 SR-Tr1		2.3
" 能瀬変電所 SR-Tr2		2.5
" 免田変電所 SR-Tr		2.4
" 七尾変電所 SR-Tr1		2.1
" 七尾変電所 SR-Tr-2		2.1

分析方法：絶縁油中のPCBの分析方法 JEAC-1201

定量下限値 0.5 mg/kg

以上



保官庫内で谷器に入孔保官中



安定器



保管庫内で容器に入れ保管中

ポリ塩化ビフェニル廃棄物等の保管及び処分状況等届出書（保管事業者及び所有事業者用）

令和 6 年 4 月 3 日

金沢市長 殿

届出者

住 所 大阪市北区芝田二丁目4番24号

氏 名 西日本旅客鉄道株式会社 代表取締役社長 長谷川 一明
(法人にあつては、名称及び代表者の氏名)

電話番号 06-6375-8964

ポリ塩化ビフェニル廃棄物の適正な処理の推進に関する特別措置法第8条第1項（法第15条及び第19条において読み替えて準用する場合を含む。）の規定に基づき、令和 5 年度のポリ塩化ビフェニル廃棄物等の保管及び処分の状況等を届け出ます。

1. ポリ塩化ビフェニル廃棄物について

保管事業場の名称	西日本旅客鉄道株式会社 金沢支社 電気課				
保管事業場の所在地	石川県金沢市広岡3丁目3-77				
特別管理産業廃棄物管理責任者の職名及び氏名	課長代理 渡部 龍典			電話番号	090-8210-4923
保管の場所	石川県金沢市元菊町427番地 金沢支社電気課PCB庫				

①前年度の3月31日に保管していたポリ塩化ビフェニル廃棄物

番号	廃棄物の種類	廃棄物の型式等					処分予定年月	量		濃度区分	保管の状況				処理業者との調整状況	参考事項
		定格容量	製造者名	型式	製造年月	表示記号等		台数又は容器の数	総重量 (1台当たり重量×台数)		容器の性状	囲い等の有無	分別・混在の別	漏れ等のおそれ		

(日本産業規格 A列4番)

(第4面)

③前年度中に他の事業場又は他の事業者の事業場において所有することとなった高濃度ポリ塩化ビフェニル使用製品

番号	製品の種類	製品の型式等					量		所有終了 年月日	所有終了 理由	移動先の所在の場所並びに事業者 又は事業場の名称及び所在地	参考事項
		定格 容量	製造者名	型式	製造年月	表示記号 等	台数又は 容器の数	総重量 (1台あたり 重量×台数)				

- 備考
- この届出書は、ポリ塩化ビフェニル廃棄物の保管又はポリ塩化ビフェニル使用製品の所有に係る事業場ごとに作成し、毎年度6月30日までに提出すること。
 - 届出者や事業場に関する情報に変更があった場合には、速やかに都道府県知事に連絡すること。
 - 「保管事業場の名称」及び「保管事業場の所在地」の欄には、ポリ塩化ビフェニル廃棄物の保管の場所に係る事業場を記入すること。また、「所在事業場の名称」及び「所在事業場の所在地」の欄には、ポリ塩化ビフェニル使用製品の所在の場所に係る事業場を記入すること。
 - 「番号」の欄には、それぞれ先頭に「前年度の元号数-」を加えた整理番号（平成28年度の保管状況を届け出る場合の例：28-001）を付すこと。なお、前回までの届出において既に当該事業場における番号が付されているものについては、引き続きその番号を記入すること。
 - 「廃棄物の種類」及び「製品の種類」の欄には、記入要領に沿って、その名称を具体的に記入すること。
 - 「廃棄物の型式等」及び「製品の型式等」の欄には、変圧器（トランス）等の銘板に記載されている「定格容量」、「製造者名」、「型式」、「製造年月」及び「表示記号等」を記入すること。なお、「表示記号等」については、記入要領に沿って、その名称を具体的に記入すること（例：不燃性油）。
 - 「処分予定年月」の欄には、高濃度ポリ塩化ビフェニル廃棄物を自ら処分し、又は他人に委託することを予定している年月を記入すること。低濃度ポリ塩化ビフェニル廃棄物については記入しなくて構わない。
 - 「量」の欄のうち、「台数又は容器の数」の欄には、ポリ塩化ビフェニルを使用する電気機器については台数（個数）を、その他のものについては保管している容器の数（缶数等）を、それぞれ単位とともに記入すること。ただし、電気機器であっても、小型のものを容器にまとめて保管している場合であって台数（個数）を把握することができないときは、保管している容器の数（缶数等）を単位とともに記入すること。
 - 「量」の欄のうち、「総重量」の欄には、ポリ塩化ビフェニルを使用する電気機器については、1台当たりの重量に台数（個数）を掛けた重量を記載すること。その他のものについては、容器込みでの重量を記載すること。
 - 「濃度区分」の欄には、「高濃度」、「低濃度」又は「不明」のうち該当するものを記入すること。なお、「高濃度」とは高濃度ポリ塩化ビフェニル廃棄物又は高濃度ポリ塩化ビフェニル使用製品の略称、「低濃度」とは高濃度ポリ塩化ビフェニル廃棄物以外のポリ塩化ビフェニル廃棄物又は高濃度ポリ塩化ビフェニル使用製品以外のポリ塩化ビフェニル使用製品の略称である。
 - 「保管の状況」として、新たにポリ塩化ビフェニル廃棄物の保管の状況を届け出る場合や、既に届け出たポリ塩化ビフェニル廃棄物の保管の状況に変更があった場合には、保管しているポリ塩化ビフェニル廃棄物の保管状況の分かる写真を本届出に添付すること。
 - 「保管の状況」の欄のうち、「容器の性状」の欄には、ポリ塩化ビフェニル廃棄物を保管している容器の有無、容器がある場合にはその種類を具体的に記入すること（例：「ドラム缶」、「なし」）。
 - 「保管の状況」の欄のうち、「囲い等の有無」の欄には、ポリ塩化ビフェニル廃棄物を保管している場所の周囲の囲いの有無及び保管に係る掲示板の有無を記入すること。
 - 「保管の状況」の欄のうち、「分別・混在の別」の欄には、他の物品と分別して保管しているか混在して保管しているかの別を記入すること。
 - 「保管の状況」の欄のうち、「漏れ等のおそれ」の欄には、保管中のポリ塩化ビフェニル廃棄物が漏れたりこぼれ落ちたりするおそれの有無を記入すること。

(第5面)

16. 「処分業者との調整状況」の欄には、高濃度ポリ塩化ビフェニル廃棄物及び高濃度ポリ塩化ビフェニル使用製品に係る処分業者との委託契約の締結状況等を記入すること。低濃度ポリ塩化ビフェニル廃棄物については記載しなくて構わない。
17. 「参考事項」の欄には、その他保管の状況等を把握する上で参考となる事項を記入すること（例：「屋内で保管」、「絶縁油を抜いたもの」、「PCB濃度△mg/kg」、「今後分析予定」）。なお、保管の場所や所在の場所が複数存在する場合は、各廃棄物及び製品について、その保管の場所又は所在の場所をそれぞれ特定して記載すること。
18. 「保管開始理由」及び「所有開始理由」の欄には、「他の事業場から移動」、「譲受け」及び「承継」のいずれかを記入すること。
19. 「保管終了理由」及び「所有終了理由」の欄には、「他の事業場に移動」、「譲渡し」及び「承継」のいずれかを記入すること。
20. 「処分年月日」の欄には、実際にポリ塩化ビフェニル廃棄物の処分が終了した日を記入すること。
21. 「処分後の廃棄物の種類及び処分先」の欄には、ポリ塩化ビフェニル廃棄物を処分した後に生じた廃棄物の種類及び処分先を記入すること。
22. 「①前年度の3月31日に使用していたポリ塩化ビフェニル使用製品（高濃度ポリ塩化ビフェニル使用電気工作物を除く。）」の表は、高濃度ポリ塩化ビフェニル使用製品以外のポリ塩化ビフェニル使用製品については、ポリ塩化ビフェニル廃棄物の保管事業者が、本施行規則第9条第1項第5号又は第20条第1項第5号の規定に基づき、記載するものである。
23. 「高濃度ポリ塩化ビフェニル使用電気工作物」とは、電気事業法（昭和39年法律第170号）第2条第1項第18号に規定する電気工作物である高濃度ポリ塩化ビフェニル使用製品をいう。
24. この届出書において、「廃棄」とは、ポリ塩化ビフェニル使用製品の使用を止め、廃棄物とすることをいう。
25. 「廃棄予定年月」の欄には、高濃度ポリ塩化ビフェニル使用製品を廃棄することを予定している年月を記入すること。低濃度ポリ塩化ビフェニル使用製品については記載しなくて構わない。
26. この届出に係るポリ塩化ビフェニル廃棄物の処分についての産業廃棄物管理票の写し（廃棄物処理法第12条の3第4項又は第12条の5第5項の規定による送付を受けた産業廃棄物管理票の写しをいう。以下同じ。）を複写機によりA3判以下の大きさの用紙に複写したものを添付すること。なお、電子情報処理組織を使用するためこれらの書類を添付することができない場合は、当該これらの書類に代えて、当該これらの書類に記載される事項に相当する事項を記録した電磁的記録をA3判以下の大きさの用紙に出力したものを添付すること。ただし、6月30日において、産業廃棄物管理票の写しの送付又は廃棄物処理法第12条の5第4項の規定による通知を受けていないため添付すべき書類を添付することができないときは、その産業廃棄物管理票の写しの送付のあった日又はその通知のあった日から10日以内に提出すること。
27. その他環境大臣が定める書類及び都道府県知事が必要と認める書類を添付すること。
28. 都道府県知事が定める部数を提出すること。



安定器



保管庫内で容器に入れ保管中

ポリ塩化ビフェニル廃棄物等の保管及び処分状況等届出書（保管事業者及び所有事業者用）

2024年6月26日

金沢市長

殿



届出者

住所 東京都渋谷区千駄ヶ谷5丁目33番8号カサゲート新宿

氏名 日本貨物鉄道株式会社
代表取締役社長兼社長執行役員 犬飼 新

電話番号 050-2017-4180

ポリ塩化ビフェニル廃棄物の適正な処理の推進に関する特別措置法第8条第1項（法第15条及び第19条において読み替えて準用する場合を含む。）の規定に基づき、2023年度のポリ塩化ビフェニル廃棄物等の保管及び処分の状況等を届け出ます。

1. ポリ塩化ビフェニル廃棄物について

保管事業場の名称	日本貨物鉄道株式会社 関西保全技術センター 金沢メンテナンスステーション		
保管事業場の所在地	石川県金沢市高柳町5-1-1		
特別管理産業廃棄物管理責任者の職名及び氏名	助役 村井 良満	電話番号	050-2017-4539
保管の場所	石川県金沢市高柳町5-1-1		

①前年度の3月31日に保管していたポリ塩化ビフェニル廃棄物

番号	廃棄物の種類	廃棄物の型式等					処分予定年月	量		濃度区分	保管の状況				処理業者との調整状況	参考事項
		定格容量	製造者名	型式	製造年月	表示記号等		台数又は容器の数	総重量 (1台あたり重量×台数)		容器の性状	囲い等の有無	分別・混在の別	漏れ等のおそれ		

(日本工業規格 A列4番)

(第2面)

②前年度中に新たに保管することとなったポリ塩化ビフェニル廃棄物

番号	廃棄物の種類	廃棄物の型式等					量		濃度区分	保管開始年月日	保管開始理由	参考事項
		定格容量	製造者名	型式	製造年月	表示記号等	台数又は容器の数	総重量 (1台当たり重量×台数)				

③前年度中に他の事業場又は他の事業者の事業場において保管することとなったポリ塩化ビフェニル廃棄物（④の場合を除く。）

番号	廃棄物の種類	廃棄物の型式等					量		濃度区分	保管終了年月日	保管終了理由	移動先の保管の場所並びに事業者又は事業場の名称及び所在地	参考事項
		定格容量	製造者名	型式	製造年月	表示記号等	台数又は容器の数	総重量 (1台当たり重量×台数)					

④前年度中に自ら処分し、又は処分を委託したポリ塩化ビフェニル廃棄物

番号	廃棄物の種類	廃棄物の型式等					量		濃度区分	自ら処分した場合		処分を委託した場合			参考事項
		定格容量	製造者名	型式	製造年月	表示記号等	台数又は容器の数	総重量 (1台当たり重量×台数)		処分年月日	処分後の廃棄物の種類及び処分先	処分委託年月日	処分受託者の名称	処分年月日	
4-1	蛍光灯用安定器	不明	不明	不明	不明	不明	8台	64.0Kg	低濃度			2023.12.7	光和精鉱(株)	2023.12.27	残部材
4-2	蛍光灯用安定器	不明	不明	不明	不明	不明	17個	135.0Kg	低濃度			2023.12.7	光和精鉱(株)	2023.12.27	残部材
4-3	蛍光灯	不明	不明	不明	不明	不明	1台	5.0Kg	低濃度			2023.12.7	光和精鉱(株)	2023.12.27	
4-4	蛍光灯カバー	不明	不明	不明	不明	不明	1個	2.0Kg	低濃度			2023.12.7	光和精鉱(株)	2023.12.27	
4-5	金属容器	不明	不明	不明	不明	不明	1個	1.0Kg	低濃度			2023.12.7	光和精鉱(株)	2023.12.27	
4-6	ゴム手袋	不明	不明	不明	不明	不明	38枚	8.0Kg	低濃度			2023.12.7	光和精鉱(株)	2023.12.27	

(第4面)

③前年度中に他の事業場又は他の事業者の事業場において所有することとなった高濃度ポリ塩化ビフェニル使用製品

番号	製品の種類	製品の型式等					量		所有終了年月日	所有終了理由	移動先の所在の場所並びに事業者又は事業場の名称及び所在地	参考事項
		定格容量	製造者名	型式	製造年月	表示記号等	台数又は容器の数	総重量 (1台当たり重量×台数)				

- 備考
- この届出書は、ポリ塩化ビフェニル廃棄物の保管又はポリ塩化ビフェニル使用製品の所有に係る事業場ごとに作成し、毎年度6月30日までに提出すること。
 - 届出者や事業場に関する情報に変更があった場合には、速やかに都道府県知事に連絡すること。
 - 「保管事業場の名称」及び「保管事業場の所在地」の欄には、ポリ塩化ビフェニル廃棄物の保管の場所に係る事業場を記入すること。また、「所在事業場の名称」及び「所在事業場の所在地」の欄には、ポリ塩化ビフェニル使用製品の所在の場所に係る事業場を記入すること。
 - 「番号」の欄には、それぞれ先頭に「前年度の元号数-」を加えた整理番号（平成28年度の保管状況を届け出る場合の例：28-001）を付すこと。なお、前回までの届出において既に当該事業場における番号が付されているものについては、引き続きその番号を記入すること。
 - 「廃棄物の種類」及び「製品の種類」の欄には、記入要領に沿って、その名称を具体的に記入すること。
 - 「廃棄物の型式等」及び「製品の型式等」の欄には、変圧器（トランス）等の銘板に記載されている「定格容量」、「製造者名」、「型式」、「製造年月」及び「表示記号等」を記入すること。なお、「表示記号等」については、記入要領に沿って、その名称を具体的に記入すること（例：不燃性油）。
 - 「処分予定年月」の欄には、高濃度ポリ塩化ビフェニル廃棄物を自ら処分し、又は他人に委託することを予定している年月を記入すること。低濃度ポリ塩化ビフェニル廃棄物については記入しなくて構わない。
 - 「量」の欄のうち、「台数又は容器の数」の欄には、ポリ塩化ビフェニルを使用する電気機器については台数（個数）を、その他のものについては保管している容器の数（缶数等）を、それぞれ単位とともに記入すること。ただし、電気機器であっても、小型のものを容器にまとめて保管している場合であって台数（個数）を把握することができないときは、保管している容器の数（缶数等）を単位とともに記入すること。
 - 「量」の欄のうち、「総重量」の欄には、ポリ塩化ビフェニルを使用する電気機器については、1台当たりの重量に台数（個数）を掛けた重量を記載すること。その他のものについては、容器込みでの重量を記載すること。
 - 「濃度区分」の欄には、「高濃度」、「低濃度」又は「不明」のうち該当するものを記入すること。なお、「高濃度」とは高濃度ポリ塩化ビフェニル廃棄物又は高濃度ポリ塩化ビフェニル使用製品の略称、「低濃度」とは高濃度ポリ塩化ビフェニル廃棄物以外のポリ塩化ビフェニル廃棄物又は高濃度ポリ塩化ビフェニル使用製品以外のポリ塩化ビフェニル使用製品の略称である。
 - 「保管の状況」として、新たにポリ塩化ビフェニル廃棄物の保管の状況を届け出る場合や、既に届け出たポリ塩化ビフェニル廃棄物の保管の状況に変更があった場合には、保管しているポリ塩化ビフェニル廃棄物の保管状況の分かる写真を本届出に添付すること。
 - 「保管の状況」の欄のうち、「容器の性状」の欄には、ポリ塩化ビフェニル廃棄物を保管している容器の有無、容器がある場合にはその種類を具体的に記入すること（例：「ドラム缶」、「なし」）。
 - 「保管の状況」の欄のうち、「囲い等の有無」の欄には、ポリ塩化ビフェニル廃棄物を保管している場所の周囲の囲いの有無及び保管に係る掲示板の有無を記入すること。
 - 「保管の状況」の欄のうち、「分別・混在の別」の欄には、他の物品と分別して保管しているか混在して保管しているかの別を記入すること。
 - 「保管の状況」の欄のうち、「漏れ等のおそれ」の欄には、保管中のポリ塩化ビフェニル廃棄物が漏れたりこぼれ落ちたりするおそれの有無を記入すること。

(第5面)

16. 「処分業者との調整状況」の欄には、高濃度ポリ塩化ビフェニル廃棄物及び高濃度ポリ塩化ビフェニル使用製品に係る処分業者との委託契約の締結状況等を記入すること。低濃度ポリ塩化ビフェニル廃棄物については記載しなくて構わない。
17. 「参考事項」の欄には、その他保管の状況等を把握する上で参考となる事項を記入すること(例:「屋内で保管」、「絶縁油を抜いたもの」、「PCB濃度 Δ mg/kg」、「今後分析予定」)。なお、保管の場所や所在の場所が複数存在する場合は、各廃棄物及び製品について、その保管の場所又は所在の場所をそれぞれ特定して記載すること。
18. 「保管開始理由」及び「所有開始理由」の欄には、「他の事業場から移動」、「譲受け」及び「承継」のいずれかを記入すること。
19. 「保管終了理由」及び「所有終了理由」の欄には、「他の事業場に移動」、「譲渡し」及び「承継」のいずれかを記入すること。
20. 「処分年月日」の欄には、実際にポリ塩化ビフェニル廃棄物の処分が終了した日を記入すること。
21. 「処分後の廃棄物の種類及び処分先」の欄には、ポリ塩化ビフェニル廃棄物を処分した後に生じた廃棄物の種類及び処分先を記入すること。
22. 「①前年度の3月31日に使用していたポリ塩化ビフェニル使用製品(高濃度ポリ塩化ビフェニル使用電気工作物を除く。)」の表は、高濃度ポリ塩化ビフェニル使用製品以外のポリ塩化ビフェニル使用製品については、ポリ塩化ビフェニル廃棄物の保管事業者が、本施行規則第9条第1項第5号又は第20条第1項第5号の規定に基づき、記載するものである。
23. 「高濃度ポリ塩化ビフェニル使用電気工作物」とは、電気事業法(昭和39年法律第170号)第2条第1項第18号に規定する電気工作物である高濃度ポリ塩化ビフェニル使用製品をいう。
24. この届出書において、「廃棄」とは、ポリ塩化ビフェニル使用製品の使用を止め、廃棄物とすることをいう。
25. 「廃棄予定年月」の欄には、高濃度ポリ塩化ビフェニル使用製品を廃棄することを予定している年月を記入すること。低濃度ポリ塩化ビフェニル使用製品については記載しなくて構わない。
26. この届出に係るポリ塩化ビフェニル廃棄物の処分についての産業廃棄物管理票の写し(廃棄物処理法第12条の3第4項又は第12条の5第5項の規定による送付を受けた産業廃棄物管理票の写しをいう。以下同じ。)を複写機によりA3判以下の大きさの用紙に複写したものを添付すること。なお、電子情報処理組織を使用するためこれらの書類を添付することができない場合は、当該これらの書類に代えて、当該これらの書類に記載される事項に相当する事項を記録した電磁的記録をA3判以下の大きさの用紙に出力したものを添付すること。ただし、6月30日において、産業廃棄物管理票の写しの送付又は廃棄物処理法第12条の5第4項の規定による通知を受けていないため添付すべき書類を添付することができないときは、その産業廃棄物管理票の写しの送付のあった日又はその通知のあった日から10日以内に提出すること。
27. その他環境大臣が定める書類及び都道府県知事が必要と認める書類を添付すること。
28. 都道府県知事が定める部数を提出すること。

産業廃棄物管理票 (マニフェスト) 伝票

年月日	2023年12月5日	交付番号	21685495204	整理番号		交付担当者	氏名 付井 良一
排出者	氏名又は名称 日本貨物鉄道株式会社 関西保全技術センター			事業場 (排出事業場)	名称 日本貨物鉄道株式会社 金沢メンテナンスステーション		
	住所 〒 564-0016 電話番号 06-6318-2630 大阪府吹田市平松町1-2				所在地 〒 920-0005 電話番号 石川県金沢市高柳町5-1-1		
産業廃棄物	<input type="checkbox"/> 種類(普通の産業廃棄物)		<input checked="" type="checkbox"/> 種類(特別管理産業廃棄物)		数量(及び単位)	荷姿	
	<input type="checkbox"/> 0100 燃えがら	<input type="checkbox"/> 1200 金属くず	<input type="checkbox"/> 7000 引火性廃油	<input type="checkbox"/> 7424 燃えがら(有害)			産業廃棄物の名称 低濃度PCB廃棄物
	<input type="checkbox"/> 0200 汚泥	<input type="checkbox"/> 1300 ガラス・陶磁器くず	<input type="checkbox"/> 7010 引火性廃油(有害)	<input type="checkbox"/> 7425 廃油(有害)			
	<input type="checkbox"/> 0300 廃油	<input type="checkbox"/> 1400 鉛さい	<input type="checkbox"/> 7100 強酸	<input type="checkbox"/> 7426 汚泥(有害)			
	<input type="checkbox"/> 0400 廃酸	<input type="checkbox"/> 1500 がれき類	<input type="checkbox"/> 7110 強酸(有害)	<input type="checkbox"/> 7427 廃酸(有害)			
	<input type="checkbox"/> 0500 廃アルカリ	<input type="checkbox"/> 1600 家畜のふん尿	<input type="checkbox"/> 7200 強アルカリ	<input type="checkbox"/> 7428 廃アルカリ(有害)			
	<input type="checkbox"/> 0600 廃プラスチック類	<input type="checkbox"/> 1700 家畜の死体	<input type="checkbox"/> 7210 強アルカリ(有害)	<input type="checkbox"/> 7429 ばいじん(有害)			
	<input type="checkbox"/> 0700 紙くず	<input type="checkbox"/> 1800 ばいじん	<input type="checkbox"/> 7300 感染性廃棄物	<input type="checkbox"/> 7430 13号廃棄物(有害)			
	<input type="checkbox"/> 0800 木くず	<input type="checkbox"/> 1900 13号廃棄物	<input checked="" type="checkbox"/> 7410 PCB等	<input type="checkbox"/> 7440 廃水銀等			
	<input type="checkbox"/> 0900 繊維くず	<input type="checkbox"/> 4000 動物系図形不要物	<input type="checkbox"/> 7421 廃石棉等				
<input type="checkbox"/> 1000 動植物性残さ		<input type="checkbox"/> 7422 指定下水汚泥					
<input type="checkbox"/> 1100 ゴムくず		<input type="checkbox"/> 7423 鉛さい(有害)					
処理場所	管理票交付者(処分委託者)の氏名又は名称及び管理票の交付番号(登録番号)			備考・通信欄			
受託者	<input type="checkbox"/> 帳簿記載のとおり <input type="checkbox"/> 当欄記載のとおり 名称/所在地/電話番号 <input checked="" type="checkbox"/> 委託契約書記載のとおり <input type="checkbox"/> 当欄記載のとおり			<input type="checkbox"/> 水銀使用製品産業廃棄物 <input type="checkbox"/> 水銀含有ばいじん等 <input type="checkbox"/> 石棉含有産業廃棄物 <input type="checkbox"/> 特定産業廃棄物 特定管理材料・汚染物入りドラム缶 1本 蛍光灯 1個 蛍光灯カバー 1個 金属容器 1個			
受託者	氏名又は名称 丸両自動車運送株式会社			名称 光和精鉱株式会社			
受託者	住所 〒 424-0036 電話番号 054-366-1312 静岡県静岡市清水区糺砂西町10番6号			所在地 〒 804-0002 電話番号 093-872-5157 福岡県北九州市戸畑区大字中原字先ノ浜46番93			
受託者	氏名又は名称 光和精鉱株式会社			積替又は保管			
受託者	住所 〒 804-0002 電話番号 093-872-5155 福岡県北九州市戸畑区大字中原字先ノ浜46番93			所在地 〒 電話番号			
受託者	(受託者の氏名又は名称) 丸両自動車運送株式会社 (運搬担当者の氏名) 藤林 隆			(受領間)	運搬終了年月日	数量(及び単位)	
受託者	(受託者の氏名又は名称) 光和精鉱(株) 吉松純一郎			(受領間)	処分終了年月日	最終処分終了年月日	
受託者	名称/所在地/電話番号 (委託契約書記載の場所においては委託契約書記載の番号) 〒804-0002 北九州市戸畑区大字中原46番93 光和精鉱株式会社 TEL093-872-5157			照合確認			
受託者	発行元：公益社団法人 全国産業資源循環連合会			年 月 日			

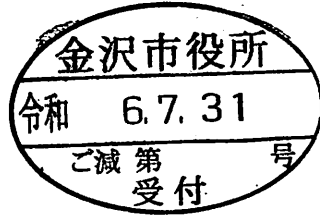
複製を禁止します
類似品にご注意ください

ポリ塩化ビフェニル廃棄物等の保管及び処分状況等届出書 (保管事業者及び所有事業者用)

令和 6 年 7 月 26 日

金沢市長

殿



届出者 〒939-8091
 住所 富山県富山市堀川小泉町1丁目1-5
 氏名 有限会社日本海コンタクト 代表取締役 山田 愛子
 (法人にあつては、名称及び代表者の氏名)
 電話番号 076-422-4500

ポリ塩化ビフェニル廃棄物の適正な処理の推進に関する特別措置法第8条第1項(法第15条及び第19条において読み替えて準用する場合を含む。)の規定に基づき、令和 5 年度のポリ塩化ビフェニル廃棄物等の保管及び処分の状況等を届け出ます。

1. ポリ塩化ビフェニル廃棄物について

保管事業場の名称	フロンティアビル		
保管事業場の所在地	〒920-0981金沢市片町2丁目23-18		
特別管理産業廃棄物管理責任者の職名及び氏名		電話番号	076-422-4500
保管の場所	敷地内/金沢市片町2丁目23-18		

①前年度の3月31日に保管していたポリ塩化ビフェニル廃棄物

番号	廃棄物の種類	廃棄物の型式等					処分予定年月	量		濃度区分	保管の状況				処理業者との調整状況	参考事項
		定格容量	製造者名	型式	製造年月	表示記号等		台数又は容器の数	総重量 (1台当たり重量×台数)		容器の性状	囲い等の有無	分別・混在の別	漏れ等のおそれ		
23-001	変圧器(トランス)	50 KVA	東芝	PS6-T6	1980年	80048960		1 台	210 kg	低濃度	なし	囲い無、揭示無	分別	なし		PCB濃度: 0.82mg/kg
23-002	変圧器(トランス)	KVA	北陸電機製造	QK	1973年9月	6202577		1 台	206 kg	低濃度	なし	囲い有、揭示無	分別	なし		PCB濃度: 1.9mg/kg

(日本工業規格 A列4番)

(第4面)

③前年度中に他の事業場又は他の事業者の事業場において所有することとなった高濃度ポリ塩化ビフェニル使用製品

番号	製品の種類	製品の型式等					量		所有終了年月日	所有終了理由	移動先の所在の場所並びに事業者又は事業場の名称及び所在地	参考事項
		定格容量	製造者名	型式	製造年月	表示記号等	台数又は容器の数	総重量 (1台当たり重量×台数)				

- 備考
- この届出書は、ポリ塩化ビフェニル廃棄物の保管又はポリ塩化ビフェニル使用製品の所有に係る事業場ごとに作成し、毎年度6月30日までに提出すること。
 - 届出者や事業場に関する情報に変更があった場合には、速やかに都道府県知事に連絡すること。
 - 「保管事業場の名称」及び「保管事業場の所在地」の欄には、ポリ塩化ビフェニル廃棄物の保管の場所に係る事業場を記入すること。また、「所在事業場の名称」及び「所在事業場の所在地」の欄には、ポリ塩化ビフェニル使用製品の所在の場所に係る事業場を記入すること。
 - 「番号」の欄には、それぞれ先頭に「前年度の元号数-」を加えた整理番号（平成28年度の保管状況を届け出る場合の例：28-001）を付すこと。なお、前回までの届出において既に当該事業場における番号が付されているものについては、引き続きその番号を記入すること。
 - 「廃棄物の種類」及び「製品の種類」の欄には、記入要領に沿って、その名称を具体的に記入すること。
 - 「廃棄物の型式等」及び「製品の型式等」の欄には、変圧器（トランス）等の銘板に記載されている「定格容量」、「製造者名」、「型式」、「製造年月」及び「表示記号等」を記入すること。なお、「表示記号等」については、記入要領に沿って、その名称を具体的に記入すること（例：不燃性油）。
 - 「処分予定年月」の欄には、高濃度ポリ塩化ビフェニル廃棄物を自ら処分し、又は他人に委託することを予定している年月を記入すること。低濃度ポリ塩化ビフェニル廃棄物については記入しなくて構わない。
 - 「量」の欄のうち、「台数又は容器の数」の欄には、ポリ塩化ビフェニルを使用する電気機器については台数（個数）を、その他のものについては保管している容器の数（缶数等）を、それぞれ単位とともに記入すること。ただし、電気機器であっても、小型のものを容器にまとめて保管している場合であって台数（個数）を把握することができないときは、保管している容器の数（缶数等）を単位とともに記入すること。
 - 「量」の欄のうち、「総重量」の欄には、ポリ塩化ビフェニルを使用する電気機器については、1台当たりの重量に台数（個数）を掛けた重量を記載すること。その他のものについては、容器込みでの重量を記載すること。
 - 「濃度区分」の欄には、「高濃度」、「低濃度」又は「不明」のうち該当するものを記入すること。なお、「高濃度」とは高濃度ポリ塩化ビフェニル廃棄物又は高濃度ポリ塩化ビフェニル使用製品の略称、「低濃度」とは高濃度ポリ塩化ビフェニル廃棄物以外のポリ塩化ビフェニル廃棄物又は高濃度ポリ塩化ビフェニル使用製品以外のポリ塩化ビフェニル使用製品の略称である。
 - 「保管の状況」として、新たにポリ塩化ビフェニル廃棄物の保管の状況を届け出る場合や、既に届け出たポリ塩化ビフェニル廃棄物の保管の状況に変更があった場合には、保管しているポリ塩化ビフェニル廃棄物の保管状況の分かる写真を本届出に添付すること。
 - 「保管の状況」の欄のうち、「容器の性状」の欄には、ポリ塩化ビフェニル廃棄物を保管している容器の有無、容器がある場合にはその種類を具体的に記入すること（例：「ドラム缶」、「なし」）。
 - 「保管の状況」の欄のうち、「囲い等の有無」の欄には、ポリ塩化ビフェニル廃棄物を保管している場所の周囲の囲いの有無及び保管に係る掲示板の有無を記入すること。
 - 「保管の状況」の欄のうち、「分別・混在の別」の欄には、他の物品と分別して保管しているか混在して保管しているかの別を記入すること。
 - 「保管の状況」の欄のうち、「漏れ等のおそれ」の欄には、保管中のポリ塩化ビフェニル廃棄物が漏れたりこぼれ落ちたりするおそれの有無を記入すること。

(第5面)

16. 「処分業者との調整状況」の欄には、高濃度ポリ塩化ビフェニル廃棄物及び高濃度ポリ塩化ビフェニル使用製品に係る処分業者との委託契約の締結状況等を記入すること。低濃度ポリ塩化ビフェニル廃棄物については記載しなくて構わない。
17. 「参考事項」の欄には、その他保管の状況等を把握する上で参考となる事項を記入すること(例:「屋内で保管」、「絶縁油を抜いたもの」、「PCB濃度 Δ mg/kg」、「今後分析予定」)。なお、保管の場所や所在の場所が複数存在する場合は、各廃棄物及び製品について、その保管の場所又は所在の場所をそれぞれ特定して記載すること。
18. 「保管開始理由」及び「所有開始理由」の欄には、「他の事業場から移動」、「譲受け」及び「承継」のいずれかを記入すること。
19. 「保管終了理由」及び「所有終了理由」の欄には、「他の事業場に移動」、「譲渡し」及び「承継」のいずれかを記入すること。
20. 「処分年月日」の欄には、実際にポリ塩化ビフェニル廃棄物の処分が終了した日を記入すること。
21. 「処分後の廃棄物の種類及び処分先」の欄には、ポリ塩化ビフェニル廃棄物を処分した後に生じた廃棄物の種類及び処分先を記入すること。
22. 「①前年度の3月31日に使用していたポリ塩化ビフェニル使用製品(高濃度ポリ塩化ビフェニル使用電気工作物を除く。)」の表は、高濃度ポリ塩化ビフェニル使用製品以外のポリ塩化ビフェニル使用製品については、ポリ塩化ビフェニル廃棄物の保管事業者が、本施行規則第9条第1項第5号又は第20条第1項第5号の規定に基づき、記載するものである。
23. 「高濃度ポリ塩化ビフェニル使用電気工作物」とは、電気事業法(昭和39年法律第170号)第2条第1項第18号に規定する電気工作物である高濃度ポリ塩化ビフェニル使用製品をいう。
24. この届出書において、「廃棄」とは、ポリ塩化ビフェニル使用製品の使用を止め、廃棄物とすることをいう。
25. 「廃棄予定年月」の欄には、高濃度ポリ塩化ビフェニル使用製品を廃棄することを予定している年月を記入すること。低濃度ポリ塩化ビフェニル使用製品については記載しなくて構わない。
26. この届出に係るポリ塩化ビフェニル廃棄物の処分についての産業廃棄物管理票の写し(廃棄物処理法第12条の3第4項又は第12条の5第5項の規定による送付を受けた産業廃棄物管理票の写しをいう。以下同じ。)を複写機によりA3判以下の大きさの用紙に複写したものを添付すること。なお、電子情報処理組織を使用するためこれらの書類を添付することができない場合は、当該これらの書類に代えて、当該これらの書類に記載される事項に相当する事項を記録した電磁的記録をA3判以下の大きさの用紙に出力したものを添付すること。ただし、6月30日において、産業廃棄物管理票の写しの送付又は廃棄物処理法第12条の5第4項の規定による通知を受けていないため添付すべき書類を添付することができないときは、その産業廃棄物管理票の写しの送付のあった日又はその通知のあった日から10日以内に提出すること。
27. その他環境大臣が定める書類及び都道府県知事が必要と認める書類を添付すること。
28. 都道府県知事が定める部数を提出すること。

産業廃棄物管理票 (マニフェスト) E票

交付年月日	2024年6月27日	交付番号	45114172235	整理番号		交付担当者	氏名 山田 祐樹
事業者 (排出者)	氏名又は名称	有限会社日本海コンタクト		事業場 (排出事業場)	名称	フロンティアビル	
	住所	〒930-0081	電話番号 076-422-4500		所在地	〒920-0081	電話番号 076-422-4500
産業廃棄物	種類	特別管理産業廃棄物		数量(及び単位)	変圧器:2台		
	産業廃棄物の名称	PCB等		有害物質等	PCB		
中間処理産業廃棄物	管理票交付者(処分委託者)の氏名又は名称及び管理票の交付番号(登録番号)						
最終処分の場所	<input type="checkbox"/> 帳簿記載のとおり <input type="checkbox"/> 当欄記載のとおり <input checked="" type="checkbox"/> 委託契約書記載のとおり <input type="checkbox"/> 当欄記載のとおり						
運搬受託者 区間1)	氏名又は名称	日本海環境サービス株式会社		運搬先の事業場	名称	日本海環境サービス株式会社 環境保全グループ	
	住所	〒930-0848	電話番号 076-444-6900	所在地	〒930-0548	電話番号 076-479-5151	富山市水橋開発292番地4
運搬受託者 区間2)	氏名又は名称	日本海環境サービス株式会社		運搬先の事業場	名称	群桐エコロ株式会社	
	住所	〒930-0848	電話番号 076-444-6600	所在地	〒370-0351	電話番号 0276-55-0500	群馬県太田市新田大町600番26及び27
運搬受託者 区間3)	氏名又は名称			運搬先の事業場	名称		
	住所	〒	電話番号	所在地	〒	電話番号	
処分受託者	氏名又は名称	群桐エコロ株式会社		積替え又は保管	名称		
	住所	〒370-0351	電話番号 0276-55-0500	所在地	〒	電話番号	
搬出の受託区間1)	(受託者の氏名又は名称)	日本海環境サービス株式会社		(受領欄)	運搬終了年月日	2024年6月7日	数量(及び単位)
搬出の受託区間2)	(受託者の氏名又は名称)	日本海環境サービス株式会社 小谷昌十		(受領欄)	運搬終了年月日	2024年6月8日	数量(及び単位)
搬出の受託区間3)	(受託者の氏名又は名称)			(受領欄)	運搬終了年月日	年月日	数量(及び単位)
最終処分を行った場所	(受託者の氏名又は名称)	群桐エコロ株式会社 後藤 雅子		(受領欄)	処分終了年月日	2024年7月10日	最終処分終了年月日 2024年7月11日
備考・通信欄	名称/所在地/電話番号 (委託契約書記載の場所にあつては委託契約書記載の番号) 群馬県太田市新田大町600番26 群桐エコロ株式会社 TEL (0276)55-0500						
積替用)	発行元: 公益社団法人 全国産業資源循環連合会						

中間処理業者/最終処分業者 → 排出事業者/中間処理業者

照合確認	年 月 日
	年 月 日
	年 月 日
	年 月 日
	年 月 日

複製を禁じます
類似品にご注意ください

(日本工業規格 A列4番)

(第4面)

③前年度中に他の事業場又は他の事業者の事業場において所有することとなった高濃度ポリ塩化ビフェニル使用製品

番号	製品の種類	製品の型式等					量		所有終了年月日	所有終了理由	移動先の所在の場所並びに事業者又は事業場の名称及び所在地	参考事項
		定格容量	製造者名	型式	製造年月	表示記号等	台数又は容器の数	総重量 (1台当たり重量×台数)				

- 備考
- この届出書は、ポリ塩化ビフェニル廃棄物の保管又はポリ塩化ビフェニル使用製品の所有に係る事業場ごとに作成し、毎年度6月30日までに提出すること。
 - 届出者や事業場に関する情報に変更があった場合には、速やかに都道府県知事に連絡すること。
 - 「保管事業場の名称」及び「保管事業場の所在地」の欄には、ポリ塩化ビフェニル廃棄物の保管の場所に係る事業場を記入すること。また、「所在事業場の名称」及び「所在事業場の所在地」の欄には、ポリ塩化ビフェニル使用製品の所在の場所に係る事業場を記入すること。
 - 「番号」の欄には、それぞれ先頭に「前年度の元号数-」を加えた整理番号（平成28年度の保管状況を届け出る場合の例：28-001）を付すこと。なお、前回までの届出において既に当該事業場における番号が付されているものについては、引き続きその番号を記入すること。
 - 「廃棄物の種類」及び「製品の種類」の欄には、記入要領に沿って、その名称を具体的に記入すること。
 - 「製品の型式等」及び「製品の型式等」の欄には、変圧器（トランス）等の銘板に記載されている「定格容量」、「製造者名」、「型式」、「製造年月」及び「表示記号等」を記入すること。なお、「表示記号等」については、記入要領に沿って、その名称を具体的に記入すること（例：不燃性油）。
 - 「処分予定年月」の欄には、高濃度ポリ塩化ビフェニル廃棄物を自ら処分し、又は他人に委託することを予定している年月を記入すること。低濃度ポリ塩化ビフェニル廃棄物については記入しなくて構わない。
 - 「量」の欄のうち、「台数又は容器の数」の欄には、ポリ塩化ビフェニルを使用する電気機器については台数（個数）を、その他のものについては保管している容器の数（缶数等）を、それぞれ単位とともに記入すること。ただし、電気機器であっても、小型のものを容器にまとめて保管している場合であって台数（個数）を把握することができないときは、保管している容器の数（缶数等）を単位とともに記入すること。
 - 「量」の欄のうち、「総重量」の欄には、ポリ塩化ビフェニルを使用する電気機器については、1台当たりの重量に台数（個数）を掛けた重量を記載すること。その他のものについては、容器込みでの重量を記載すること。
 - 「濃度区分」の欄には、「高濃度」、「低濃度」又は「不明」のうち該当するものを記入すること。なお、「高濃度」とは高濃度ポリ塩化ビフェニル廃棄物又は高濃度ポリ塩化ビフェニル使用製品の略称、「低濃度」とは高濃度ポリ塩化ビフェニル廃棄物以外のポリ塩化ビフェニル廃棄物又は高濃度ポリ塩化ビフェニル使用製品以外のポリ塩化ビフェニル使用製品の略称である。
 - 「保管の状況」として、新たにポリ塩化ビフェニル廃棄物の保管の状況を届け出る場合や、既に届け出たポリ塩化ビフェニル廃棄物の保管の状況に変更があった場合には、保管しているポリ塩化ビフェニル廃棄物の保管状況の分かる写真を本届出に添付すること。
 - 「保管の状況」の欄のうち、「容器の性状」の欄には、ポリ塩化ビフェニル廃棄物を保管している容器の有無、容器がある場合にはその種類を具体的に記入すること（例：「ドラム缶」、「なし」）。
 - 「保管の状況」の欄のうち、「囲い等の有無」の欄には、ポリ塩化ビフェニル廃棄物を保管している場所の周囲の囲いの有無及び保管に係る掲示板の有無を記入すること。
 - 「保管の状況」の欄のうち、「分別・混在の別」の欄には、他の物品と分別して保管しているか混在して保管しているかの別を記入すること。
 - 「保管の状況」の欄のうち、「漏れ等のおそれ」の欄には、保管中のポリ塩化ビフェニル廃棄物が漏れたりこぼれ落ちたりするおそれの有無を記入すること。

(第5面)

16. 「処分業者との調整状況」の欄には、高濃度ポリ塩化ビフェニル廃棄物及び高濃度ポリ塩化ビフェニル使用製品に係る処分業者との委託契約の締結状況等を記入すること。低濃度ポリ塩化ビフェニル廃棄物については記載しなくて構わない。
17. 「参考事項」の欄には、その他保管の状況等を把握する上で参考となる事項を記入すること（例：「屋内で保管」、「絶縁油を抜いたもの」、「PCB濃度△mg/kg」、「今後分析予定」）。なお、保管の場所や所在の場所が複数存在する場合は、各廃棄物及び製品について、その保管の場所又は所在の場所をそれぞれ特定して記載すること。
18. 「保管開始理由」及び「所有開始理由」の欄には、「他の事業場から移動」、「譲受け」及び「承継」のいずれかを記入すること。
19. 「保管終了理由」及び「所有終了理由」の欄には、「他の事業場に移動」、「譲渡し」及び「承継」のいずれかを記入すること。
20. 「処分年月日」の欄には、実際にポリ塩化ビフェニル廃棄物の処分が終了した日を記入すること。
21. 「処分後の廃棄物の種類及び処分先」の欄には、ポリ塩化ビフェニル廃棄物を処分した後に生じた廃棄物の種類及び処分先を記入すること。
22. 「①前年度の3月31日に使用していたポリ塩化ビフェニル使用製品（高濃度ポリ塩化ビフェニル使用電気工作物を除く。）」の表は、高濃度ポリ塩化ビフェニル使用製品以外のポリ塩化ビフェニル使用製品については、ポリ塩化ビフェニル廃棄物の保管事業者が、本施行規則第9条第1項第5号又は第20条第1項第5号の規定に基づき、記載するものである。
23. 「高濃度ポリ塩化ビフェニル使用電気工作物」とは、電気事業法（昭和39年法律第170号）第2条第1項第18号に規定する電気工作物である高濃度ポリ塩化ビフェニル使用製品をいう。
24. この届出書において、「廃棄」とは、ポリ塩化ビフェニル使用製品の使用を止め、廃棄物とすることをいう。
25. 「廃棄予定年月」の欄には、高濃度ポリ塩化ビフェニル使用製品を廃棄することを予定している年月を記入すること。低濃度ポリ塩化ビフェニル使用製品については記載しなくて構わない。
26. この届出に係るポリ塩化ビフェニル廃棄物の処分についての産業廃棄物管理票の写し（廃棄物処理法第12条の3第4項又は第12条の5第5項の規定による送付を受けた産業廃棄物管理票の写しをいう。以下同じ。）を複写機によりA3判以下の大きさの用紙に複写したものを添付すること。なお、電子情報処理組織を使用するためこれらの書類を添付することができない場合は、当該これらの書類に代えて、当該これらの書類に記載される事項に相当する事項を記録した電磁的記録をA3判以下の大きさの用紙に出力したものを添付すること。ただし、6月30日において、産業廃棄物管理票の写しの送付又は廃棄物処理法第12条の5第4項の規定による通知を受けていないため添付すべき書類を添付することができないときは、その産業廃棄物管理票の写しの送付のあった日又はその通知のあった日から10日以内に提出すること。
27. その他環境大臣が定める書類及び都道府県知事が必要と認める書類を添付すること。
28. 都道府県知事が定める部数を提出すること。

産業廃棄物管理票 (マニフェスト) E票

付年月日	2024年8月8日	交付番号	45114172633	整理番号		交付担当者	氏名 宮下 華奈子
事業者 (排出者)	氏名又は名称	ネルコン株式会社		事業 (排出事業場) 名称	ネルコン株式会社		
	住所 〒 920-0807	電話番号	076-252-0118	所在地 〒 920-0807	電話番号 076-252-0118		
	石川県金沢市乙丸町甲211			石川県金沢市乙丸町甲211			
産業廃棄物	種類	特別管理産業廃棄物		数量 (及び単位)	エンケウ:1台		
	産業廃棄物の名称	PCB等		有害物質等	PCB		
				荷姿	有姿		
				処分方法	焼却		
間処理産業廃棄物	管理票交付者 (処分委託者) の氏名又は名称及び管理票の交付番号 (登録番号)						
	<input type="checkbox"/> 帳簿記載のとおり <input type="checkbox"/> 当欄記載のとおり						
最終処分場所	名称/所在地/電話番号						
	<input checked="" type="checkbox"/> 委託契約書記載のとおり <input type="checkbox"/> 当欄記載のとおり						
搬出委託者 (区間1)	氏名又は名称	日本海環境サービス株式会社		運搬先の 事業場	名称 日本海環境サービス株式会社 環境保全グループ		
	住所 〒 930-0848	電話番号	076-444-8800	所在地 〒 930-0848	電話番号 076-476-5151		
	富山県富山市久方町2番54号			富山市水橋開発292番地4			
搬出委託者 (区間2)	氏名又は名称	日本海環境サービス株式会社		運搬先の 事業場	名称 群桐エコロ株式会社		
	住所 〒 930-0848	電話番号	076-444-8800	所在地 〒 370-0351	電話番号 0276-55-0500		
	富山県富山市久方町2番54号			群馬県太田市新田大町600番26及び27			
搬出委託者 (区間3)	氏名又は名称			運搬先の 事業場	名称		
	住所 〒	電話番号		所在地 〒	電話番号		
搬出委託者 (区間4)	氏名又は名称	群桐エコロ株式会社		積替え又は保管	名称		
	住所 〒 370-0351	電話番号	0276-55-0500	所在地 〒	電話番号		
	群馬県太田市新田大町600番26						
搬入委託 (区間1)	(受託者の氏名又は名称)	財海環境サービス(株) 小谷 高平		(受領欄)	運搬終了年月日	2024年8月8日	数量 (及び単位)
	(運搬担当者の氏名)	財海環境サービス(株) 小谷 高平		(受領欄)	運搬終了年月日	2024年8月9日	数量 (及び単位)
搬入委託 (区間2)	(受託者の氏名又は名称)	財海環境サービス(株) 小谷 高平		(受領欄)	運搬終了年月日	2024年8月9日	数量 (及び単位)
	(運搬担当者の氏名)	財海環境サービス(株) 小谷 高平		(受領欄)	運搬終了年月日	年月日	数量 (及び単位)
搬入委託 (区間3)	(受託者の氏名又は名称)			(受領欄)	運搬終了年月日	年月日	数量 (及び単位)
	(運搬担当者の氏名)			(受領欄)	運搬終了年月日	年月日	数量 (及び単位)
搬入委託 (区間4)	(受託者の氏名又は名称)	群桐エコロ(株) 荒牧 優		(受領欄)	処分終了年月日	2024年8月8日	数量 (及び単位)
	(処分担当者の氏名)	群桐エコロ(株) 荒牧 優		(受領欄)	処分終了年月日	2024年8月9日	数量 (及び単位)
最終処分場所	名称/所在地/電話番号 (委託契約書記載の場所にあつては委託契約書記載の番号) 群馬県太田市新田大町600番26 群桐エコロ株式会社 TEL (0276) 55-0500 FAX (0276) 55-0501						
備考・通信欄							
積替用)	発行元: 公益社団法人 全国産業資源循環連合会						

中間処理業者/最終処分業者 → 排出事業者/中間処理業者

複製を禁じます
類似品にご注意ください

照合確認	年 月 日
	年 月 日
	年 月 日
	年 月 日
	年 月 日